新	旧	適用
すこやか北海道 21	すこやか北海道 21	
(計画期間: <u>令和6年(2024年)4月~令和18年(2036)3月</u>)	(計画期間:平成 30 年 4 月~ <mark>令和 6</mark> 年 3 月)	
一目次一	一目次一	
第1章 計画のめざす姿	第1章 計画のめざす姿	
1 策定の目的と位置づけ 2 計画がめざす姿	1 策定の目的と位置づけ	
2 計画の期間	2 計画がめざす姿 3 計画の期間	
第2章 道民の健康と生活習慣の現状	3 - 可画の知画 第2章 - 道民の健康と生活習慣の現状	
1 現状	7 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
(1) 平均寿命と高齢者人口	1 5元代	
(2) 死亡数と死因	(2) 死亡数と死因	
(3) 道民の健康状態	(3) 道民の健康状態	
ア 生活習慣病及び肥満の状況	ア 生活習慣病及び肥満の状況	
イ 運動習慣の状況	イ 運動習慣の状況	
ウ 食生活の状況	ウー食生活の状況	
エ 食事摂取・健康意識に関する状況	エー食事摂取・健康意識に関する状況	※文言修正
2 <u>これまでの計画の</u> 評価	2 計画の中間評価	
第3章 目標	第3章 目標	
1 設定の基本的な考え方	1 設定の基本的な考え方	
2 具体的目標 (1) 件还现惯 (2) 计算机 (1) 件还现惯 (2) 计算机 (1) 件证 (1) 计算机 (1) 计	2 具体的目標 (1) 化活羽烟烷 (2) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	 ※国の新基本方針 (P3) に合わせた
(1) <u>生活習慣の改善・生活機能の維持等</u> ①栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改	(1)生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 ア がん	※国の新基本方針(P3)に合わせた 並びに整理、項目追加
<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	/	(基本方針 第1の2)
アー栄養・食生活	ウ糖尿病	(25/10021 7010 5)
イー身体活動・運動	エ COPD(慢性閉塞性肺疾患)	
ウ・休養	(2) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	
工 喫煙	アーこころの健康	
才 飲酒	イー次世代の健康	
力够一口腔	ウー高齢者の健康	
②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	(3) 健康を支え、守るための社会環境の整備 (4) ※ ***	
アがん	(4)栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改	
イ 循環器疾患 ウ 糖尿病	善善 マーヴ美・食化汗	
リ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	ア 栄養・食生活 イ 身体活動・運動	
③社会生活を営むために必要な生活機能の維持及び向上	ウ 休養	
ア こころの健康		
イ高齢者の健康		
(2)健康を支え、守るための社会環境の整備	カー歯・口腔	
(3) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	(5)健康寿命の延伸	
アニどもの健康		
<u>イ 女性の健康</u>		
(4)健康寿命の延伸		
第4章 健康づくりの推進	第4章 健康づくりの推進	
1 進行管理と計画の評価	1 進行管理と計画の評価	

2 役割分担 2 役割分担 (1)道 (1)道 (2) 市町村 (2) 市町村 (3) 関係団体 (3) 関係団体 (4) 企業等 (4) 企業等 3 その他、計画の推進に関する事項 3 その他、計画の推進に関する事項 (1) 人材育成等の支援体制 (1) 人材育成等の支援体制 (2) デジタル技術の活用 (2) 団体との協働 ※国の新基本方針 (P23) に合わせた (3) 団体との協働 追加 (基本方針 第7の4) 【付属計画】 たばこ対策推進計画 【付属計画】 たばこ対策推進計画 1 趣旨 1 趣旨 2 位置づけ 2 位置づけ 3 期間 3 期間 4 考え方と本道の現状 4 考え方と本道の現状 (1) 考え方 (1) 考え方 (2) 本道の現状 (2) 本道の現状 5 施策の方向性と取組 5 施策の方向性と取組 【目標①】 喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発の推進 【目標①】 喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発の推進 【目標②】 たばこをやめたい人に対する禁煙支援体制の充実 【目標②】 たばこをやめたい人に対する禁煙支援体制の充実 【目標③】 未成年者の喫煙防止 【目標③】 未成年者の喫煙防止 【目標④】 妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率低下 【目標④】 妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率低下 【目標⑤】 飲食店や職場等での受動喫煙防止 【目標⑤】 飲食店や職場等での受動喫煙防止 6 役割分担 6 役割分担 (1) 道(保健所)の役割 (1)道(保健所)の役割 (2) 市町村に期待する役割 (2) 市町村に期待する役割 (2) 関係機関・団体に期待する役割 (2) 関係機関・団体に期待する役割 (3) 道民に期待する役割 (3) 道民に期待する役割 資料 資料 1 北海道健康増進計画すこやか北海道21指標の進捗状況 1 北海道健康増進計画すこやか北海道21指標の進捗状況 ※時点更新 2 令和4年度健康づくり道民調査結果の概要 2 平成28年度健康づくり道民調査結果の概要 3 市町村別の健康寿命 3 市町村別の健康寿命 4 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 4 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針 (厚生労働省告示第二百七号 令和五年五月三十一日) (厚生労働省告示第四百三十号 平成二十四年七月十日) 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正について 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正について (厚生労働省健康局長通知健発○五百三十一第十二号 令和五年五月三十一日) (厚生労働省健康局長通知健発○七十第一号 平成二十四年七月十日)

新	旧	適用
北海道健康増進計画	北海道健康増進計画	
第1章 計画のめざす姿	第1章 計画のめざす姿	
1 策定の目的と位置づけ	1 策定の目的と位置づけ	
道では、国が推進する「21 世紀の国民健康づくり運動(健康日本 21)」(平成 12 年 3 月厚生事務 次官通知)の趣旨に沿って、「北海道健康づくり基本指針 すこやか北海道 21」を平成 13 年 3 月に 策定しました。 この指針においては、長寿社会を心身ともに健やかで活力ある生活を送ることができるよう、道 民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことにより、健康で元気に生活できる制門「健康寿命」を伸ばすことを目指し、①栄養・食生活、②身体活動・運動、③水養、④メンタルヘルス、⑤ 歯と口腔、⑥たばこ、⑦アルコールの7 領域における生活習慣の改善と、①糖尿病、②循環器系疾患、③がんの 3 領域における、健診等での早期発見・早期治療について、具体的な目標と数値指標を示して取り組んできました。 平成 14 年 8 月に健康増進法が制定されたことを受け、この基本指針を、健康増進法に基づく計画に位置付け、平成 24 年度までを計画期間として健康づくりを推進、その後、平成 25 年 3 月には、「健康格差」の縮小の概念を盛り込んだ第 2 期の「北海道健康増進計画 すこやか北海道 21」を策定、また、令和2 年 3 月には、改正健康増進法を踏まえ、「受動喫煙ゼロ」の実現を目指した「北海道登動喫煙防止条例」を削定するなど、道民の健康の対策の総合的な推進を図るための基本的な力針」を改正し、令和6 年度から今後 12 年間の「国民健康づくり運動(健康日本 21 (第三次))」を推進することとしました。 正さし、国の新たな基本方針を勘案して、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての道民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、新たな北海道健康増進計画を策定しました。 また、本計画は「北海道高齢者保健福祉計画」、「北海道の受渉のに関いて、子どもから高齢者をで全の遺民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、新たな北海道健康増進計画のほか、「北海道の政党に対し、北海道を動喫煙防止対策推進計画」、「北海道高機器対策推進計画」、「北海道 1 米海道 2 動でのよりを推進するものです。	次官通知)の趣旨に沿って、「北海道健康づくり基本指針 すこやか北海道 21 」を平成 13 年 3 月に策定しました。この指針においては、これからの長寿社会を心身ともに健やかで活力ある生活を送ることができるよう、道民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことにより、健康で元気に生活できる期間「健康寿命」を伸ばすことを目指し、①栄養・食生活、②身体活動・運動、③休養、④メンタルヘルス、⑤歯と口腔、⑥たばこ、⑦アルコールの7領域における生活習慣の改善と、①糖尿病、②循環器系疾患、③がんの3領域における、健診等での早期発見・早期治療について、具体的な目標と数値指標を示して取り組んできました。その間、平成 14 年 8 月に健康増進法が制定されたことを受け、この基本指針を、健康増進法に基づく計画に位置付け、平成 24 年度までを計画期間として健康づくりを推進してきました。 こうした中、国においては、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を改正(平成 24 年 7 月厚生労働大臣告示)し、平成 25 年度から平成 34 年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本 21 (第二次)」を推進することとしました。道では、国の基本方針を勘案して、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての道民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、平成 25 年度に「北海道健康増進計画」すこやか北海道 21 」を策定、5 年を経過した平成 29 年度に新たな目標設定を行い、改訂版を策定しました。また、本計画は、北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画であり、「北海道総合計画」が「北海道に沿って策定、推進する特定分野別計画であり、「北海道総合計画」、「北海道の日本が定分野別計画であり、「北海道総合計画」、「北海道の日本が定分野別計画であり、「北海道総合計画」、「北海道高科保健医療推進計画」、「北海道自殺対策行動計画」、「北海道が入対策推進計画」、「北海道高科保健医療推進計画」、「北海道自殺対策行動計画」、「北海道が入対策推進計画」、「北海道高科保健医療推進計画」、「北海道自殺対策行動計画」、「北海道が入対策推進計画」、「北海道高科保健医療推進計画」、「北海道の段対策行動計画」、「北海道が入対策推進計画」、「北海道高科保健医療推進計画」、「北海道の段対策行動計画」、「北海道が大対策を対策が表し、「特別では、14 年間、14 年	※これまでの取組経過を踏まえ記載を追加 ※「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」、「北海道循環器対策推進計画」を追加
* 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) 2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成	* 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) 2015年9月に国連で採択された、先進国を含む 2030年までの国際社会全体の開発目標。17 のゴール(目標)とその下位目標である 169 のターゲットから構成	

2 計画がめざす姿

本計画では、高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。以下同じ。)の延伸を目指すとともに、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差(地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいいます。以下同じ。)の縮小の実現を目指します。

また、道民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に向けては、個人の行動と健康状態の改善のみならず、健康を支え守るための社会環境の整備が重要であることから、地域の実態を捉え道民の健康増進を総合的に推進します。

図1 計画がめざす姿

作 成 中

3 計画の期間

本計画の期間は、<u>令和6年度</u>から<u>令和17年度</u>までの概ね<u>12</u>年間とします。

健康を取り巻く社会環境や道民の健康状態の変化を踏まえ、計画策定から<u>6</u>年を経過した<u>令和</u> 11 年度を目途に、目標の達成状況<u>などについて中間評価を行い、必要に応じて見直しを行うこと</u> とします。

2 計画がめざす姿

本計画では、高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。以下同じ。)の延伸を目指すとともに、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差(地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいいます。以下同じ。)の縮小の実現を目指し、地域の実態を捉え道民の健康増進を総合的に推進していきます。

※文言追記

図1 計画がめざす姿

道民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会

健康寿命の延伸と健康格差の縮小



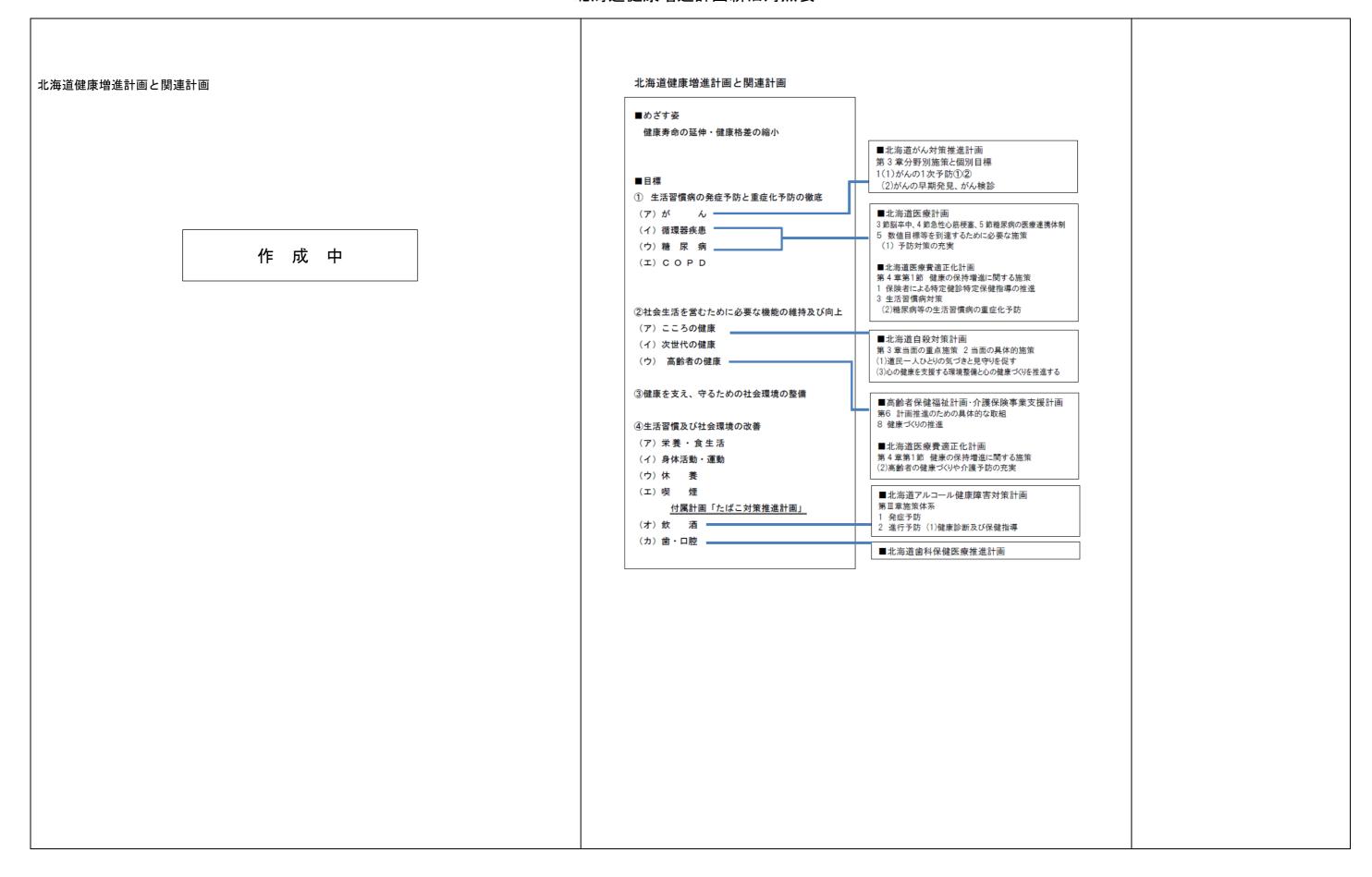
3 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの概ね10年間としています。

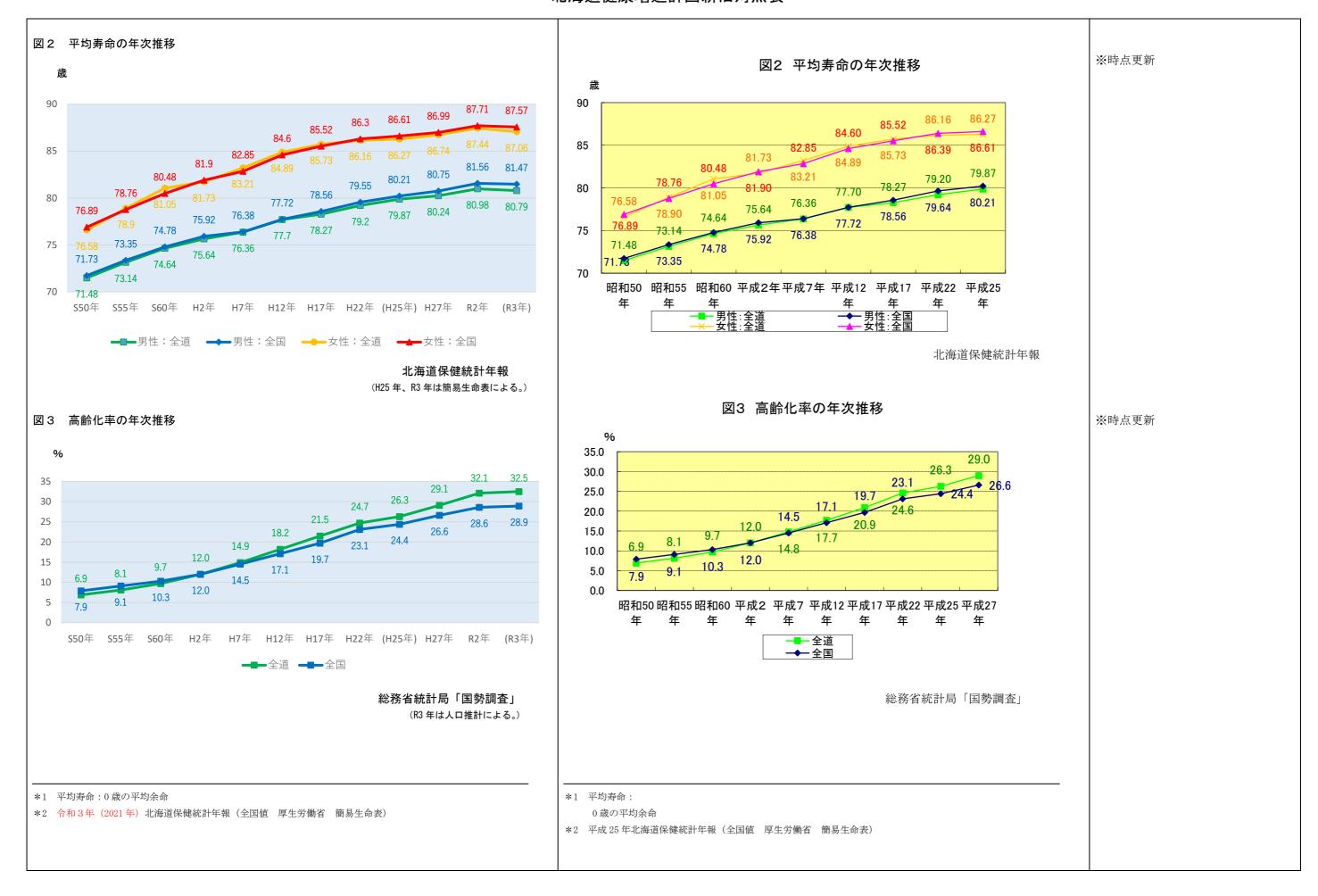
健康を取り巻く社会環境や道民の健康状態の変化を踏まえ、計画策定から5年を経過した平成29年度に、目標の達成状況に応じ平成34年度までの目標設定を行いました。

※時点更新

計画期間の変更による修正 (10年→12年)



第2章 道民の健康と生活習慣の現状	第2章 道民の健康と生活習慣の現状	
第2章 道民の健康と生活習慣の現状 1 現状 (1) 平均寿命と高齢者人口 道民の平均寿命は、生活環境の改善や医学の進歩などを背景に、年々伸びています。*1 令和2年の平均寿命は、男性が 80.98 歳*2、女性が 87.44 歳と、男女とも年々延びており、全 国平均とほぼ同水準となっています。 また、65 歳以上の高齢者人口は、令和2年の国勢調査結果では、約 167 万 9 千人で、総人口に 占める割合(以下「高齢化率」といいます。)は 32.1%となっています	1 現状 (1) 平均寿命と高齢者人口 道民の平均寿命は、生活環境の改善、医学の進歩や生活習慣の改善などを背景に、年々伸びています。*1 平成 27 年の平均寿命は、男性が 80.24 歳*2、女性が 86.74 歳と、男女とも年々延びており、全	※時点更新



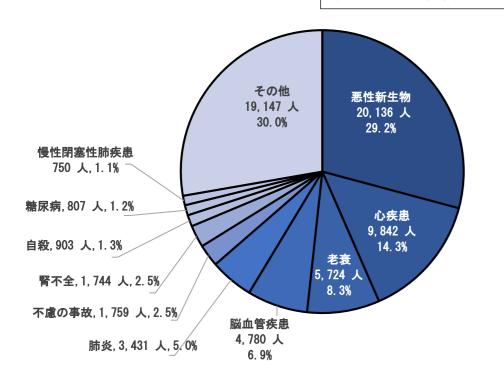
(2) 死亡数と死因

本道の令和3年の死亡者は69,023人となっており、生活習慣病に関連する主な死亡原因別にみ ると、第1位は悪性新生物で20,136人、第2位は心疾患で9,842人、第4位が脳血管疾患で4,780 人となっています。また、死亡者総数に占める割合でみると、悪性新生物が <mark>29.2</mark>%、心疾患が 14.3%、脳血管疾患が 6.9%となっており、これらの3疾患で死亡者総数の 50.4%を占めていま す。*1

これら3疾患のうち、75歳未満のがんの年齢調整死亡率(人口10万人当たり)は、男性で95.6 (全国 82.4)、女性で 65.8 (53.6) と全国と比べ男女とも高くなっています。<mark>心疾患のうち急性</mark> 心筋梗塞の年齢調整死亡率(人口 10 万人当たり)は、男性では●(全国●)、女性では●(全国 ●)と・・・・・・・・・・。脳血管疾患の年齢調整死亡率は、男性では●(全国●)、女性 では● (全国●) となっており、・・・・・・・・。*2*3

図4 死亡者数(令和3年:死亡原因別)及び死因割合

令和 2 年都道府県別年齢調整死亡 率は R5.12 頃公表予定



(3) 道民の健康状態

北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」の最終評価を行うにあたり、道民の健康の状態を把握 するため、<u>令和4年 11 月~令和5年 1月</u>に行った「<u>令和4年度</u>健康づくり道民調査」の概要は次 のとおりです。

なお、「健康づくり道民調査」は新型コロナウイルス感染症流行下に実施しており、これまでの 対面調査から自記式調査に、方法を変更したため、一部の数値については参考比較としています。 また、生活習慣病及び肥満の状況には、NDB(ナショナルデータベース)オープンデータの特定 健診情報を活用しています。

- *1 令和3年(2021)人口動態統計(確定数)(厚生労働省)
- *2 令和3年(2021年)北海道保健統計年報
- *3 年齢調整死亡率:

年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した人口10万人当たりの死亡数

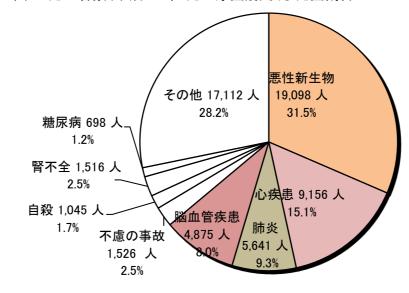
*4 平成27年人口動態統計特殊報告(厚生労働省)

(2) 死亡数と死因

本道の平成27年の死亡者は60,667人となっており、生活習慣病に関連する主な死亡原因別にみ | ※時点更新 ると、第1位は悪性新生物で19,098人、第2位は心疾患で9,156人、第4位が脳血管疾患で4,875 人となっています。また、死亡者総数に占める割合でみると、悪性新生物が 31.5%、心疾患が 15.1%、脳血管疾患が 8.0%となっており、これらの3疾患で死亡者総数の 54.6%を占めていま す。*1

これら3疾患の年齢調整死亡率(人口10万人当たり)については、がん(75歳未満)では、男 性で111.1 (全国99.0)、女性で68.0 (58.8) と全国と比べ男女とも高くなっており、心疾患のう ち急性心筋梗塞の年齢調整死亡率は、男性では 14.5 (全国 16.2)、女性では 5.5 (全国 6.1) と全 国をわずかに下回っています。脳血管疾患の年齢調整死亡率は、男性では34.7(全国37.8)、 女性では 21.0 (全国 21.0) となっており、男性は全国をわずかに下回り、男女とも減少傾向にあ ります。*2*3

図4 死亡者数(平成27年:死亡原因別)及び死因割合



(3) 道民の健康状態

北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」の中間評価を行うにあたり、道民の健康の状態を把握 するため、平成28年11月に行った「健康づくり道民調査」の概要は次のとおりです。

※文言修正

※調査方法、活用データの変更を明記 (健康づくり道民調査から NDB オ ープンデータに一部変更)

- *1 平成 27 年人口動熊調査
- *2年齢調整死亡率

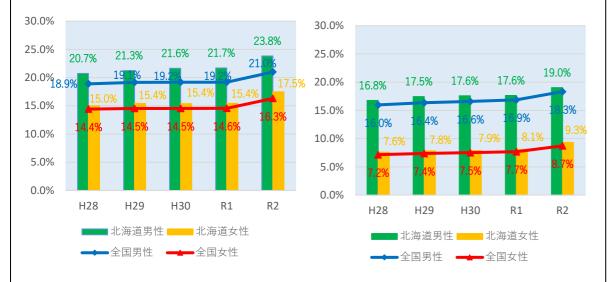
年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した人口10万人当たりの死亡数

*3 平成 27 年人口動態特殊統計

ア 生活習慣病及び肥満の状況

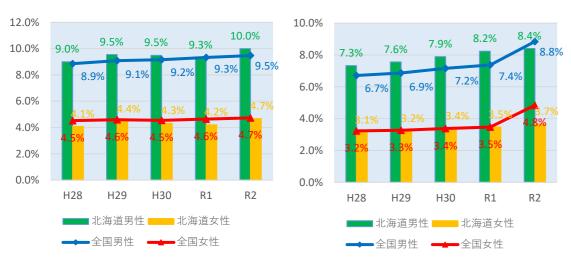
本道では、収縮期血圧 140mmHg以上の者の割合は、40~74歳男性では23.8%(全国21.0%)、同女性では17.5%(全国16.3%)、拡張期血圧 90mmHg以上の者の割合は、40~74歳男性では19.0%(全国18.3%)、同女性では9.3%(全国8.7%)、降圧剤服薬者の割合は、40~74歳男性では24.9%(全国24.2%)、同女性では18.2%(全国17.4%)と、特定健診結果において高血圧症に該当する項目が全国を上回っています。*1

図5 収縮期血圧 140mmHg 以上の者の割合 図6 拡張期血圧 90mmHg 以上の者の割合



糖尿病が強く疑われる者として、HbA1c6.5以上の40~74歳男性は10.0%(全国9.5%)、同女性は4.7%(全国4.7%)と男性で全国の割合を上回っていますが、「インスリン注射または血糖値を下げる薬」を服用している40~74歳男性は8.4%(全国8.8%)、同女性は3.7%(全国4.8%)と、男女ともに全国の割合を下回っています。*1

図7 HbA1c6.5%以上(NGSP値)の者の割合 図8 注射または薬を服用している者の割合



ア 生活習慣病及び肥満の状況

本道では、高血圧症有病者(40~74歳)の割合は、男性では58.6%(全国59.3%)、 女性では42.1%(全国39.6%)と男女とも前回調査に比較し増加しています。*1 男性では50歳代以降、女性では60歳代以降で50%を超えています。

	平成 17 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
高血圧症有病者(40~74	男性 55.1%	男性 47.0%	男性 58.6%
歳)の割合	女性 41.5%	女性 37.7%	女性 42.1%

※時点更新に伴い文言修正 ※健康づくり道民調査から NDB オー プンデータに変更

糖尿病が強く疑われる者について、40~74歳の男性は12.9%(全国20.1%)、女性は8.4%(全国9.3%)、糖尿病の可能性が否定できない者について、男性は9.4%(全国15.5%)、女性は8.1%(全国15.7%)となっています。

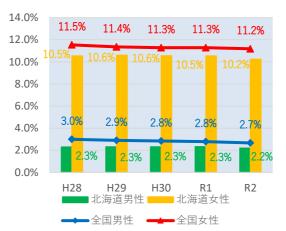
※時点更新に伴い文言修正 ※健康づくり道民調査から NDB オー プンデータに変更

肥満者の割合 (BMI * 2 25.0 以上) は、 $\underline{40\sim74}$ 歳 男性では $\underline{41.4}$ % (全国 $\underline{37.1}$ %)、 $\underline{6}$ 女性 では 24.4% (全国 21.8%)、やせの者 (BMI18.5 未満)の割合は、 $40\sim74$ 歳 男性では 2.2%(全国 <u>2.7</u>%)、同女性では <u>10.2</u>% (全国 <u>11.2</u>%) となっています。*1

図9 肥満者の割合 (BMI25 以上)



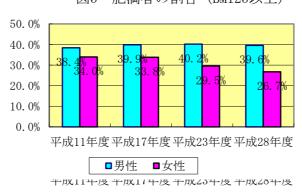
図 10 やせの者の割合 (BMI 18.5 未満)



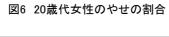
肥満者の割合 (BMI*25.0以上) は、成人男性では39.6% (全国29.5%)、成人女性では ※健康づくり道民調査から NDB オー 26.7% (全国 19.2%) と、依然として男女とも全国を大幅に上回っています。

また、20歳代女性のやせ(BMI18.5未満)の割合は、32.0%(全国22.3%)となっていま す。

図5 肥満者の割合 (BMI25以上)



■男性 ■女性



プンデータに変更



	平成 11 年度	平成 17 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
肥満者の割合 (BMI25.0 以上) (成人)	男性 38.4% 女性 34.0%	男性 39.9% 女性 33.8%	男性 40.2% 女性 29.5%	男性 39.6% 女性 26.7%
20 歳代女性のやせの割 合 (BMI18.5 未満)	15. 4%	28. 8%	33. 3%	32. 0%

*1 NDB オープンデータ(厚生労働省)

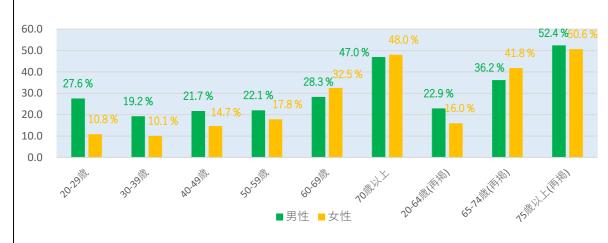
*2 BMI: Body Mass Index ボディーマスインディックス=体重/(身長m)² やせ(低体重)18.5 未満、普通18.5 以上25.0 未満、肥満25.0 以上(日本肥満学会による肥満の判定基準)

- *1 平成 27 年国民健康·栄養調査(厚生労働省)
- *2 BMI: Body Mass Index ボディーマスインディックス=体重/ (身長m) ² やせ(低体重)18.5 未満、普通18.5 以上25.0 未満、肥満25.0 以上(日本肥満学会による肥満の判定基準)

イ 運動習慣の状況

運動習慣のある人の割合は、 $20\sim64$ 歳男性では 22.9%、同女性では 16.0%と、前回調査に比較 し男女ともに減少しており、新型コロナウイルス感染症による在宅勤務や外出自粛等の影響がうか がえます。

図 11 運動習慣のある人の割合



	平成 23 年度	平成 28 年度	<u>令和 4 年度</u> <u>(参考比較)</u>
運動習慣者の割合	男性 30.7%	男性 23. 4%	男性 22.9%
(20~64歳)	女性 29.7%	女性 19. 2%	女性 16.0%

イ 運動習慣の状況

運動習慣のある人 (20~64歳) の割合は、男性では 23.4% (全国 24.6%)、女性では 19.2% (全国 19.8%) となっており、全国平均とほぼ同水準となっています。*

図7 運動習慣のある人の割合



* 平成 27 年国民健康・栄養調査(厚生労働省)

※時点更新

直近の国民健康栄養調査の中止に 伴い全国数値を削除

ウ 食生活の状況

食塩の<mark>習慣的な</mark>摂取量は、20歳以上男性では平均14.4g、同女性では11.6gとなっています。

野菜及びきのこ類の<u>習慣的な</u>摂取量は、<u>20 歳以上</u>男性では平均 <u>266.8 g 、同</u>女性では 287.0 g となっています。

脂肪エネルギー比率が 25%以上の人の割合は、20 歳以上 男性では 50.5%、同女性では 31.9% となっています。

	平成 11 年度	平成 17 年度	平成 23 年度	平成 28 年度	<u>令和 4 年度</u> (参考比較)
食塩摂取量 (<u>20歳以上</u> 1日当たり)	13. 9g	12.7g 男性 13.7g 女性 11.9g	10.8g 男性 11.6g 女性 10.1g	10.0g 男性 11.0g 女性 9.2g	12.7g 男性 14.4g 女性 11.6g
野菜の摂取量 (<u>20歳以上</u> 1日当たり) ※きのこ含む	320. 8g	299. 3g 男性 312. 1g 女性 288. 5g	303g 男性 311.0g 女性 296.0g	290. 4g 男性 293. 7g 女性 287. 7g	278.8g 男性 <u>266.8g</u> 女性 <u>287.0</u> g
脂肪エネルギー比 率が 25%以上の 人の割合 (20歳以上1 日当たり)	男性 38.5% 女性 48.0%	男性 19.7% 女性 31.1%	男性 41.9% 女性 51.3%	男性 46.4% 女性 55.7%	男性 <u>50.5</u> % 女性 <u>31.9</u> %

図 12 食塩摂取量の平均値の年次推移(成人 1 日当たり)



ウ 食生活の状況

食塩の成人 1 日当たり摂取量は、男性では平均 11.0 g (全国 11.0 g)、女性では 9.2 g (全国 9.2 g) と、全国平均と同水準となっています。 *

野菜及びきのこ類の1日の摂取量は、成人男性では平均293.7g(全国316.2g)、女性では287.7g(全国305.1g)となっており、全国平均を下回っています。*

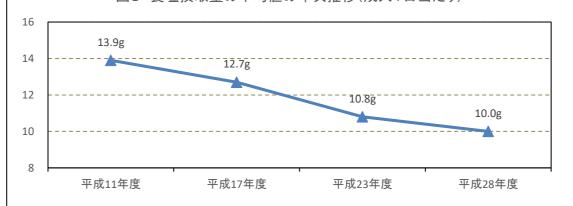
脂肪エネルギー比率が 25%以上の人の割合は、成人男性では 46.4% (全国 51.9%)、成人女性では 55.7% (全国 60.9%) となっており、全国をわずかに下回っています。*

	平成 11 年度	平成 17 年度	平成23年度	平成 28 年度
食塩摂取量 (成人1日当たり)	13. 9g	12.7g 男性 13.7g 女性 11.9g	10.8g 男性 11.6g 女性 10.1g	10.0g 男性 11.0g 女性 9.2g
野菜の摂取量 (成人1日当たり) ※きのこ含む	320. 8g	299. 3g 男性 312. 1g 女性 288. 5g	303g 男性 311.0g 女性 296.0g	290. 4g 男性 293. 7g 女性 287. 7g
脂肪エネルギー比率が 25%以上の人の割合 (成人1日当たり)	男性 38.5% 女性 48.0%	男性 19.7% 女性 31.1%	男性 41.9% 女性 51.3%	男性 46.4% 女性 55.7%

(健康づくり道民調査)

(健康づくり道民調査)

図8 食塩摂取量の平均値の年次推移(成人1日当たり)



※時点更新

直近の国民健康栄養調査の中止に 伴い全国数値を削除

※文言修正

(「成人」→「20 歳以上」)

* 平成 27 年国民健康・栄養調査(厚生労働省)

エ 食事摂取・健康意識に関する状況

朝食をとらない *1 人の割合は、20 歳以上</mark>男性では 13.2%、同女性では 5.5%となっており、前回調査に比べ増加しています。

ストレスを多く感じる *2 人の割合についても、 $\underline{^{20}$ 歳以上</mark>男性では $\underline{^{62.1}}$ %、 $\overline{\mathbf{n}}$ 女性では $\underline{^{70.5}}$ %と 前回調査に比べ増加しています。

日常生活で受動喫煙の機会があったと回答したのは、公共施設*³3.0%、家庭5.4%、職場13.3%、飲食店17.0%となっており、改正健康増進法の全面施行の影響もあり対策が進んでいます。

現在喫煙している者は男女とも改善傾向にありますが、20 歳以上男性では 28.1%(全国 25.4%)、同女性では 13.2%(全国 7.7%) と依然として全国を上回っている状況にあります。

生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている人の割合* 4 は、20 歳以上男性では 20.5%、同女性では 15.7%となっており、特に女性で増加傾向です。

	平成 11 年度	平成 17 年度	平成 23 年度	平成 28 年度	令和4年度
朝食をとらない人の割合 (全世代)	男性 7.6% 女性 4.7%	男性 5.0% 女性 3.3%	男性 7.5% 女性 3.8%	男性 6.7% 女性 3.6%	【参考比較】 (<u>20 歳以上</u>) 男性 <u>13.2</u> % 女性 <u>5.5</u> %
ストレスを多く感 じる人の割合 (<u>20 歳以上</u>)	58. 1%	56.1% 男性 55.5% 女性 56.6%	59.6% 男性 53.8% 女性 64.5%	62.2% 男性 57.5% 女性 66.1%	67.1% 男性 <u>62.1</u> % 女性 <u>70.5</u> %
受動喫煙の機会を 有する者の割合 公共施設 家庭 職場 飲食店			15. 5% 13. 2% 36. 7% 44. 3%	8. 9% 18. 4% 25. 2% 41. 7%	3.0% 5.4% 13.3% 17.0%
生活習慣病のリス クを高める飲酒を している人の割合			男性 20.8% 女性 9.6%	男性 18.2% 女性 12.0%	男性 <u>20.5</u> % 女性 <u>15.7</u> %

(健康づくり道民調査)

図 13 現在喫煙している者の割合の年次推移(20歳以上)



- *1 朝食をとらないとは、「錠剤などによる栄養素の補給」や「栄養ドリンク、菓子、果物、乳製品、嗜好飲料などを飲食した」場合を除く
- *2 ストレスを多く感じる人の割合:「この1ヶ月間に不満、悩み、苦労、ストレスなどがありましたか」の質問に、「大いにある」「多少ある」と回答した者の割合
- *3 公共施設を「行政機関及び医療機関」と定義
- *4 1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上を飲酒している者の割合

エ 食事摂取・健康意識に関する状況

朝食をとらない* 1 人の割合は、男性では 6.7% (全国 4.8%)、女性では 3.6% (全国 3.0%) となっており、前回調査に比較し減少していますが全国を上回っています。

ストレスを多く感じる人の割合*2は、成人男性では 57.5%、女性では 66.1%と前回調査に比べ わずかに増加しています。

日常生活で受動喫煙の機会があったと回答したのは、公共施設*38.9%、家庭 18.4%、職場 25.2%、飲食店 41.7%となっており、前回調査に比べ公共施設や職場では、減少しています。

現在喫煙している者は男女とも改善傾向にありますが、成人男性では 34.6% (全国 31.1%)、女性では 16.1% (全国 9.5%) と依然として全国を上回っている状況にあります。

生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている人の割合* 4 は、成人男性では 18.2%、女性では 12.0%となっており、特に女性で増加傾向です。

	平成 11 年度	平成 17 年度	平成 23 年度	平成 28 年度
朝食をとらない人の割合(全年代)	男性 7.6% 女性 4.7%	男性 5.0% 女性 3.3%	男性 7.5% 女性 3.8%	男性 6.7% 女性 3.6%
ストレスを多く感じる 人の割合 (成人)	58. 1%	56. 1% 男性 55. 5% 女性 56. 6%	59.6% 男性 53.8% 女性 64.5%	62.2% 男性 57.5% 女性 66.1%
受動喫煙の機会を有す る者の割合 公共施設 家庭 職場 飲食店			15. 5% 13. 2% 36. 7% 44. 3%	8. 9% 18. 4% 25. 2% 41. 7%
生活習慣病のリスクを 高める飲酒をしている 人の割合			男性 20.8% 女性 9.6%	男性 18.2% 女性 12.0%

(健康づくり道民調査)



図9 現在喫煙している者の割合の年次推移(20歳以上)

平成13年度 平成16年度 平成19年度 平成22年度 平成25年度 平成28年度 **─**■─男性 **─**─女性

- *1 朝食をとらないとは、「錠剤などによる栄養素の補給」や「栄養ドリンク、菓子、果物、乳製品、嗜好飲料などを飲食 した」場合を除く
- *2 ストレスを多く感じる人の割合:「この1ヶ月間に不満、悩み、苦労、ストレスなどがありましたか」の質問に、「大いにある」「多少ある」と回答した者の割合
- *3 平成23年度健康づくり道民調査では、公共施設を「行政機関及び医療機関」と定義
- *4 1目当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上を飲酒している者の割合

※文言修正

(「成人」→「20 歳以上」)

※「飲酒」領域の指標と整合性を図った記載に変更

※文言修正

(「成人」→「20 歳以上」)

10%

2 これまでの計画の評価

当初の計画では、計画期間を平成25年度から平成34年度(令和4年度)までの10年間として いましたが、自治体と保険者による一体的な健康づくり施策を実施するため、医療費適正化計画等 の期間と健康日本 21 (第二次) に続く次期国民健康づくり運動プランの期間を一致させること等 を目的とし、健康日本21(第二次)が1年間延長されたことに伴い、すこやか北海道21について も、計画の終期を令和5年までとしました。

これまでの計画については、令和4年度に実施した「健康づくり道民調査及び道民歯科保健実態 調査」による調査結果や関係資料などを用いて、計画において設定している 14 領域 46 項目に関し て、計画の策定時(平成 25 年 3 月)及び中間評価時(平成 30 年 3 月)等の値と現状値を比較し 指標の達成状況の評価・分析を行いました。

その結果、14 領域 46 項目の指標については、「目標値に達した」は 4.3% (2 項目)、「改善傾向」 は <u>54.3</u>%(<u>25</u>項目)、「変化なし」は <u>10.9</u>%(<u>5</u>項目)、「悪化傾向」は <u>15.2</u>%(<u>7</u>項目)、「評価困 は 51.1%(24項目)、「変化なし」は 14.9%(7項目)、「悪化傾向」は 14.9%(7項目)、「評価困 難」は15.2%(7項目)となっています。

「目標値に達した」項目は、「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合」、「乳幼児・ 学齢期のむし歯のない者の割合」となっています。

「改善傾向」の項目について、その主なものは「75歳未満のがんの年齢調整死亡率」、「糖尿病腎 症による年間新規透析導入患者数 | など生活習慣病による死亡や重症化予防による指標のほか、「成 人の喫煙率」、「妊産婦の喫煙率」、「未成年者の喫煙をなくす」などとなっています。

「悪化傾向」の項目について、その主なものは、「適正な量と質の食事をとる者」、「運動習慣者 の割合」、「睡眠による休養を十分とれていない者の割合」など<u>、生活習慣に関する指標が多い状況</u> | 感じている者の割合」、「睡眠による休養を十分とれていない者の割合」、「適切な量と質の食事をと です。

なお、「食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数」、「おいしい空気の 施設登録数|は法改正による事業見直し、「高血圧症有病者の割合」、「脂質異常症の者の割合」な どは「健康づくり道民調査」(身体状況調査)の調査方法の変更により「評価困難」としました。 また、「健康づくり道民調査」(栄養調査)についても調査方法の変更がありましたが、「参考値」 として明示したうえで、一部の指標で評価を行いました。

最終評価の結果の詳細は、本計画の巻末にとりまとめています。

表 1 北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」の領域全体の指標達成状況

策定時の値と現状値を比較	再掲項目除く指標数	割合(%)
目標値に達した	_2	4.3
改善傾向	<u>25</u>	<u>54. 3</u>
変化なし	<u>5</u>	<u>10. 9</u>
悪化傾向	7	<u>15. 2</u>
評価困難	_7	<u>15. 2</u>
計	<u>46</u>	100.0

2 計画の中間評価

本計画では、計画期間を平成25年度から平成34年度までの概ね10年としています。

※現行計画の最終評価結果を記載

計画策定から概ね5年となる平成28年に「健康づくり道民調査」及び「道民歯科保健実態調査」 による調査結果や関係資料などを用い、14 領域 47 項目の指標に関し、計画の策定時(平成 25 年 3月)及び中間評価時(平成29年3月)等の値を比較し、指標の達成状況の評価・分析を行いま した。

その結果、14領域47項目の指標については、「目標値に達した」は8.5%(4項目)、「改善傾向」 難」は10.6%(5項目)となっています。

「目標値に達した」項目について、その主なものは、「脳血管疾患、急性心筋梗塞の年齢調整死 亡率」や「糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数」等であり、「改善傾向」の項目について は、その主なものは、「受動喫煙の機会を有する者の割合(家庭を除く)」、「妊産婦の喫煙率」、「自 殺者数」などとなっています。

「悪化傾向」の項目について、その主なものは、「気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を る者(食塩を除く)」、「運動習慣者の割合」、「高血圧有病者の割合」などとなっています。

なお、「高齢者の社会参加の割合」については、現段階では「健康日本 21」における調査方法が 定まっていないため実態把握は見送り評価困難とするとともに、数値化が困難なため本計画指標か ら除くこととしました。最終評価の結果の詳細については、本計画の巻末にとりまとめています。

表1 北海道健康増進計画「すこやか北海道21」の領域全体の指標達成状況

策定時の値と現状値を比較	再掲項目除く指標数	割合(%)
目標値に達した	4	8. 5
改善傾向	24	51.1
変化なし	7	14.9
悪化傾向	7	14. 9
評価困難	5	10.6
計	47	100.0

第3章 目標

1 設定の基本的な考え方

「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」という本計画のめざす姿を実現するため、(1) <u>生活習慣の改善・生活機能の維持・向上等</u>、(2) <u>健康を支え守るための社会環境の整備</u>、(3) <u>ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり</u>の<u>3</u>つの基本的な方向に沿って、具体的な方策を <u>15</u>の領域に分類して設定しています。

それぞれの領域において、<u>道民の健康増進の取組を効果的に推進するため、健康づくりに係る現</u> 状及び課題を踏まえ、概ね12年間を目途とした具体的目標及び46の指標を設定します。

また、目標を達成するための取組を計画的に行うこととし、生活習慣病に関連する死亡や特定健康診査・問診等のデータを元に地域実態を捉えた健康状態や生活習慣の状況の差を定期的に把握し、情報提供に努めます。

2 具体的目標

(1) 生活習慣の改善・生活機能の維持等

健康寿命の延伸に向けては、個々の行動と健康状態の改善は重要であり、生活習慣の改善と予防 可能な生活習慣病の予防とともに、心身の健康を維持し、生活機能を可能な限り向上させることが 重要です。

このため、健康づくりの基本要素となる「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養」、「飲酒」、「喫煙」、「歯・口腔」などの健康に関する6つの生活習慣に加え、「がん」、「循環器疾患」、「糖尿病」、「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」の4つの予防可能な生活習慣病の発症予防と重症化予防について、領域を設定します。

<u>これらのほか、心身の健康を維持し、生活機能を可能な限りの向上を目指し、「こころの健康」、</u>「高齢者の健康」を設定します。

① 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善

生活習慣病の発症を予防し健康寿命を延伸するためには、健康づくりの基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔などの健康に関する生活習慣の改善が重要です。

第3章 目標

1 設定の基本的な考え方

「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」という本計画のめざす姿を実現するため、(1)生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、(2)社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、(3)健康を支え、守るための社会環境の整備、(4)栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善の4つの基本的な方向に沿って、具体的な方策を14の領域に分類して設定しています。

今回の中間見直しでは、それぞれの領域において、健康を取り巻く社会環境や道民の健康状態の変化を踏まえ、平成29年度に中間評価を行い46の指標を設定するとともに、「目標値に達した」4項目及び「改善傾向」等にある9項目については、新たに目標値の設定を行いました。

また、引き続き、目標を達成するための取組を計画的に行うこととし、生活習慣病に関連する 死亡や特定健康診査・問診等のデータを元に地域実態を捉えた健康状態や生活習慣の状況の差を 定期的に把握し、情報提供に努めます。

2 具体的目標

(下記(4)は第3章の2の(4)から移動)

(4) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣 の改善

生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するためには、健康づくりの基本要素となる栄養・ 食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔などの健康に関する生活習慣の改善が重 要です。

※国の新基本方針 (P7~P13) を踏まえた修正

※国の新基本方針 (P3) に合わせた並 びに整理

ア 栄養・食生活

【現状と課題】

肥満は、がん、循環器疾患、糖尿病等の多くの生活習慣病と関連があり、若年女性のやせは、骨量減少、低体重児出産の危険因子となるほか、高齢者におけるやせの予防や適正な体重管理は、生活機能の維持・向上にも重要です。

本道の「肥満者の割合 (BMI25.0以上)」は、<u>40~60歳</u>男性では <u>42.5</u>% (全国 <u>38.6</u>%)、<u>同</u>女性では <u>23.7</u>% (全国 <u>21.2</u>%) と男女とも増加傾向にあるとともに、全国を上回っています。*1

<u>一方、「やせの者の割合(BMI18.5未満)」は、40~74歳男性では 2.2%(全国 2.7%)、同女性では</u> 傾向にはあるものの男女とも全国を大幅に上回っています。** 10.2%(全国 11.2%)と、男女とも全国を下回っています。**1

なお、令和4年度健康づくり道民調査によると、新型コロナウイルス感染症の流行下において、体 重が増加した人の割合(20歳以上)は、20.0%となっており外出自粛等の影響も考えられます。

また、「20 歳代女性のやせの者の割合」も <u>14.1</u>% (前回 32.0%(参考値)) と、<u>前回を下回ってい</u>ますが、適正体重の維持に向け対策が必要です。

調査方法が異なるため前回の値とは参考比較となりますが、20歳以上の1日当たりの習慣的な「食塩摂取量」は12.7g (前回10.0g(参考値))、「野菜の摂取量」は264g (前回272%(参考値))、「果物の摂取量」は129g、「脂肪エネルギー比率が25%以上の者の割合」は、20歳以上の男性では50.5% (前回46.4%(参考値))、同女性では31.9%(前回55.7%(参考値))となっています。

適切な量と質を確保した食生活の実践に向け、<u>引き続き、</u>民間企業や飲食店、特定給食施設など<u>と</u> 連携した普及啓発を図ることが重要です。

また、ナトリウムの多量摂取は食事危険因子となっており、健康無関心層を含め、本人が無理なく 自然に健康な行動をとることができるよう減塩に関する食環境の整備を進めることが必要です。

【目標】

- 適正な栄養摂取を進め、肥満や女性のやせを減らします。
- 栄養バランスのとれた食生活<u>の実践と減塩の取組を効果的に進めるための食環境の整備を推進します。</u>

ア 栄養・食生活

【現状と課題】

肥満は、がん、循環器疾患、糖尿病等の多くの生活習慣病と関連があり、若年女性のやせは、 骨量減少、低体重児出産の危険因子となっています。

本道の「肥満者の割合 (BMI25.0以上)」は、平成28年度健康づくり道民調査によると、成人男性では39.6% (全国29.5%)、成人女性では26.7% (全国19.2%)と、前回調査に比較し減少傾向にはあるものの男女とも全国を大幅に上回っています。*

また、「20歳代女性のやせの者の割合」も 32.0% (全国 22.3%) と、全国を上回っており、適正体重の維持に向けより一層の対策が必要です。 *1

「脂肪エネルギー比率が 25%以上の者の割合」は、成人男性では 46.4% (全国 51.9%)、成人女性では 55.7% (全国 60.9%) となっており、全国をわずかに下回っています。

前回調査に比べ、「食塩摂取量」は、改善傾向にありますが、「野菜の摂取量」、「果物摂取量 100g 未満の者の割合」、「脂肪エネルギー比率が 25%以上の者の割合」は、悪化傾向にあります。

適切な量と質を確保した食生活の実践に向け、より一層の普及啓発を図るとともに、若年層や 壮年期に向け、スーパー・コンビニ等民間企業や飲食店、特定給食施設などにおける食環境の整 備を進めることが必要です。

また、平成27年に食品表示法が施行され、食品関連事業者は加工食品に栄養成分表示を行うことが義務化されました。事業者による適正な表示の徹底とともに、その利活用が図られることが大切です。

【目標】

- 適正な栄養摂取を進め、肥満や若年女性のやせを減らします。
- 道民が栄養バランスのとれた食生活を実践できるよう食環境の整備を推進します。

※数値の更新に併せ文言修正

※国の新基本方針を踏まえ減塩に向けた食環境整備を追加

【指標】

	指標	現状値	目標値
適正体重を維持している者の増加 <u>40~64歳: BMI18.5以上25未満</u> 65歳以上: BMI20以上25未満		<u>58. 5</u> %	<u>61. 0</u> %
適	切な量と質の食事をとる者(20 歳以上)		
	アー食塩摂取量	<u>12. 7</u> g	<u>7.0g 以下</u>
	イ 野菜の摂取量	<u>264</u> g	350g 以上
	ウ 果物摂取量	<u>129</u> g	<u>200g</u>
	エ 脂肪エネルギー比率が 25%以上の割合	男性 <u>50. 5</u> % 女性 <u>31. 9</u> %	<u>減少</u>
朝	食をとらない* ² 者の割合(<u>20 歳以上</u>)	男性 <u>21.6</u> % 女性 <u>13.3</u> %	男性 4.0%以下 女性 2.4%以下
	ほっかいどうヘルスサポートレストラン <u>」登</u> <u>店舗数</u>	(集計中)	増加
	用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評 、改善を実施している特定給食施設の割合	<u>76. 0</u> %	85.0%以上

【今後の取組】

肥満や若年女性のやせを減らすため、「北海道食事バランスガイド」や栄養成分表示な ど、栄養に関する情報の活用を普及するとともに、減塩や野菜摂取量の増加に向け、スー パー、コンビニ等民間企業や飲食店、特定給食施設、食品製造業などと連携し、個人の食 生活を支援する食環境の整備を推進します。

- *1 第8回 NDB オープンデータ (厚生労働省)
- *2 朝食をとらないとは、「食事をしなかった場合」、「錠剤などによる栄養素の補給、栄養ドリンクのみの場合」、「菓子、果 🔭 朝食をとらないとは、「食事をしなかった場合」、「錠剤などによる栄養素の補給、栄養ドリンクのみの場合」、「菓子、 物、乳製品、嗜好飲料などの食品のみを食べた場合」のいずれかの場合

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食事の普及啓発	道、市町村、 関係団体
○スーパーやコンビニと連携したバランスのとれた食生活の普及	道、関係団体
○「ほっかいどうヘルスサポートレストラン」の登録推進	道
○栄養成分表示活用に向けた普及啓発	道、市町村
○利用者に応じた食事・栄養の改善に向けた特定給食施設等への指導や研修 会の開催	道
○特定健康診査・特定保健指導従事者を対象とした人材育成のための研修会 の開催	道、関係団体
○市町村栄養士や在宅栄養士、食生活改善推進員などを対象とした栄養改善 に関する研修会の開催	道
○減塩、野菜摂取等に向けた食環境整備	道、企業、関係機 関、関係団体

セコマ取組

【指標】

	指標	計画策定値	現状値	目標値
適正体重を維持している者				
()	肥満:BMI25.0以上、やせ:BMI18.5未満)			
	ア 20~60 歳代男性の肥満者の割合	42.3%	40.9%	28.0%以下
	イ 40~60 歳代女性の肥満者の割合	29.9%	25.3%	24.0%以下
	ウ 20 歳代女性のやせの者の割合	33.3%	32.0%	20.0%以下
適	切な量と質の食事をとる者(20歳以上)			
	ア 食塩摂取量	10.8g	10.0g	8g 以下
	イ 野菜の摂取量	288g	272g	350g 以上
	ウ 果物摂取量 100g 未満の者の割合	56.6%	61.0%	30.0%以下
	エ 脂肪エネルギー比率が 25%以上の割合	男性 41.9% 女性 51.3%	男性 46.4% 女性 55.7%	男性 19.7%以下 女性 31.1%以下
朝	食をとらない*2者の割合(全年代)	男性 11.2% 女性 7.6%	男性 11.6% 女性 7.6%	男性 4.0%以下 女性 2.4%以下
	品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業 び飲食店の登録数	3,724件	3,859件	増加
	用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評 、改善を実施している特定給食施設の割合	76.9%	83.7%	85.0%以上 (目標値を更新)

※健康づくり道民調査から NDB オー プンデータに変更

※国の新基方針を踏まえ指標変更

※国の新基方針を踏まえ指標変更 果物摂取量 100 g 未満の者の割合

果物摂取量の平均値

【今後の取組】

肥満や若年女性のやせを減らすため、「北海道版食事バランスガイド」を普及すると ともに、スーパー、コンビニ等民間企業や飲食店、特定給食施設などと連携し、個人 の食生活改善を支援する食環境の整備を推進します。

また、健康づくりに栄養成分表示が活用されるよう、普及啓発を行います。

※現状の取組に合わせた文言修正

- *1 平成27年国民健康・栄養調査(厚生労働省)
- 果物、乳製品、嗜好飲料などの食品のみを食べた場合」のいずれかの場合

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食事の 普及啓発	道、市町村、 関係団体
○スーパーやコンビニと連携したバランスのとれた食生活の普及	道、関係団体
○栄養成分表示の店 (ヘルシーレストラン) の登録推進	道
○栄養成分表示活用に向けた普及啓発	道、市町村
○利用者に応じた食事・栄養の改善に向けた特定給食施設等への指導や研修会の開催	道
○特定健康診査・特定保健指導従事者を対象とした人材育成のため の研修会の開催	道、関係団体
○市町村栄養士や在宅栄養士、食生活改善推進員などを対象とした 栄養改善に関する研修会の開催	道

セコマ取組

※現状の取組に合わせた文言修正

※国の新基本方針を踏まえ減塩に向 けた食環境整備を追加

イ 身体活動・運動

【現状と課題】

本道の $20\sim64$ 歳の「運動習慣のある者の割合」は、令和 4 年度健康づくり道民調査によると、男性では 22.9% (前回 23.4%)、女性では 16.0% (前回 19.2%) となっており、1 日の歩行数については、 $20\sim64$ 歳男性では 6,381 歩 (前回 7,713 歩)、同女性では 5,147 歩 (6,588 歩) と男女とも前回調査に比べ減少しています。

新型コロナウイルス感染症流行において、運動日数が減少した人は 17.4%、運動時間が減少した人 15.7%となっており、生活の自動化等の進展や移動手段の変化のほか、外出自粛等の影響がも考えられます。

年間を通じた運動量の確保や運動習慣の定着化のための対策のほか、健康の維持・増進のための運動の必要性や効果、具体的な運動方法などについて、情報提供を積極的に行うことが重要です。

また、新興感染症の流行により、外出自粛や人と人との接触機会の低減など、行動制限が求められる状況下においても、自宅や一人でできる運動を習得しておくことで、心身の健康維持・増進のみならず、自立度低下や虚弱の回避に備えることができます。

【目標】

- ○日常生活における身体活動量の確保や運動習慣の定着化を目指します。
- ○道民が身近なところで運動できる環境整備とその活用促進を図ります。

【指標】

指標	現状値	目標値		
運動習慣者の割合				
(週2回以上30分以上の持続運動で1年以上継続している者)				
ア 20~64 歳	男性 <u>22.9</u> %	男性 <u>32.9</u> %以上		
プ 20 ⁷ 004 所攻	女性 <u>16.0</u> %	女性 <u>26.0</u> %以上		
/ CE 塔DI [.	男性 <u>41. 3</u> %	男性 <u>51.3</u> %以上		
イ 65 歳以上	女性 <u>44.8</u> %	女性 <u>54.8</u> %以上		
日常生活における歩数				
ア 20~64 歳	男性 <u>6,381</u> 歩	男性 <u>8,000</u> 歩以上		
/ 20~64 成	女性 <u>5,147</u> 歩	女性 <u>6,000</u> 歩以上		
/ c= 45 DL [男性 <u>5,795</u> 歩	男性 7,000 歩以上		
イ 65 歳以上	女性 <u>4,890</u> 歩	女性 6,000 歩以上		
+> 04 - 124 - 7#	98 市町村	1 11 +u		
すこやかロード登録コース数	194 コース	増加		

【今後の取組】

運動の必要性や、<u>年間を通じて道民が身近なところで</u>気軽にできる運動を<u></u>市町村などと連携し普及啓発するとともに、ウォーキングロード等の環境整備に取り組む市町村の増加とその活用を促進します。

イ 身体活動・運動

【現状と課題】

本道の $20\sim64$ 歳の「運動習慣のある者の割合」は、平成 28 年度健康づくり道民調査によると、男性では 23.4% (全国 24.6%)、女性では 19.2% (全国 19.8%) となっており、男女とも前回調査に比べ減少し、全国をわずかに下回っています。 *

1日の歩行数については、男性(20~64歳)では7,713歩(全国7,970歩)、女性では6,588歩(全国6,991歩)となっており、男女とも全国をわずかに下回っています。*

年間を通じた運動量の確保や運動習慣の定着化のための対策のほか、健康の維持・増進のため の運動の必要性や効果、具体的な運動方法などについて、情報提供を積極的に行うことが重要で す。

※国の新基本方針 (P24) を踏まえ文言 追加

【目標】

- ○日常生活における身体活動量の確保や運動習慣の定着化を目指します。
- ○道民が身近なところで運動できる環境整備とその活用促進を図ります。

【指標】

指標	計画策定値 現状値		目標値		
運動習慣者の割合					
(週2回以上30分以上の持続運動で	(週2回以上30分以上の持続運動で1年以上継続している者)				
ア 20~64 歳	男性 30.7%	男性 23.4%	男性 40.7%以上		
20004 版	女性 29.7%	女性 19.2%	女性 39.7%以上		
イ 65歳以上	男性 49.2%	男性 46.3%	男性 59.2%以上		
1 00 脉以上	女性 42.2%	女性 41.9%	女性 52.2%以上		
日常生活における歩数					
ア 20~64歳	男性 7,539 歩	男性 7,713 歩	男性 9,000 歩以上		
20004 版	女性 6,743 歩	女性 6,588 歩	女性 8,500 歩以上		
イ (再掲) 65歳以上	男性 5,968 歩	男性 5,395 歩	男性 7,000 歩以上		
1 (丹狗) 03 脉以上	女性 4,799 歩	女性 4,915 歩	女性 6,000 歩以上		
ナンめから、じ改領コーフ粉	76 (実 68) 市町村	90 市町村	nt tit		
すこやかロード登録コース数	131 コース	181 コース	増加		

【今後の取組】

運動の必要性や冬期でも気軽にできる運動を市町村などと連携し普及啓発するとと もに、年間を通じて道民が身近なところで運動できるウォーキングロード等の環境整備 に取り組む市町村の増加とその活用を促進します。

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○健康づくりのための身体活動指針(2013)の普及啓発	道、市町村、
(ウォーキングやノルディックウォーキング、サイクリング等)	関係団体
○健康運動指導士等運動指導者の育成と市町村事業への派遣	道
○温泉等を活用した健康づくり事業の実施	道
○すこやかロード等ウォーキングロードの整備事業促進	道、市町村、 関係団体
○市町村等が実施する健康運動取組事例の情報収集・発信	道

ウ 休養

【現状と課題】

睡眠は、健康で豊かな生活を送るための重要な要素であり、睡眠不足の慢性化は、高血圧、糖尿病 やうつ病等発症リスクを高めるほか、疲労や作業効率の低下など様々な影響を及ぼします。

調査によると、27.1% (前回 20.0%) と前回調査に比べ増加傾向にあります。

短時間睡眠の是正は健康づくりに有効である一方、長時間睡眠は健康の阻害因子となるため、質 と量いずれも重要であり、睡眠・休養に関する正しい知識の普及啓発が必要です。

【目標】

○ 睡眠で十分な休養がとれている者を増やします。

【目標】

指標	現状値	目標値
睡眠で休養がとれている者の割合		
20~59 歳	63.4%	70.0%
60 歳以上	<u>79. 7%</u>	<u>85. 0%</u>
睡眠時間が十分に確保できている者の割合	56.0%	60.0%
20~59 歳	53. 2%	60.0%
60 歳以上	<u>55, 4 /0</u>	00.070

【今後の取組】

睡眠・休養の正しい知識の普及啓発を図ります。

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主 体
○健康づくりのための睡眠指針、休養指針等の普及啓 発	道、関 係団体
○地域・職域連携推進事業を通じた普及啓発	道

睡眠指針概要

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○健康づくりのための身体活動指針 (2013) の普及啓発	道、市町村、
(ウォーキングやノルディックウォーキング、サイクリング等)	関係団体
○健康運動指導士等運動指導者の育成と市町村事業への派遣	道
○温泉等を活用した健康づくり事業の実施	道
○すこやかロード等ウォーキングロードの整備事業促進	道、市町村、 関係団体
○市町村等が実施する健康運動取組事例の情報収集・発信	道

* 平成27年国民健康・栄養調査(厚生労働省)

ウ 休養

【現状と課題】

※国の新基本方針 (P8) を踏まえ文言

本道の「睡眠による疲労回復が得られない者の割合<u>(20歳以上)</u>」は、<u>令和4年度</u>健康づくり道民 本道の「睡眠による疲労回復が得られない者の割合」は、平成28年度健康づくり道民調査によ ると、20.0%(全国 20.0%)であり、平成23年に比べて割合は増加しています。

> 休養の基本は質のよい睡眠であり健康には重要な要素ですが、5人に1人は睡眠で疲労回復が 得られないと回答しており、睡眠・休養の正しい知識の普及啓発が必要です。*

【目標】

○ 睡眠による休養を十分取れない人を減らします。

【目標】

l	指標	計画策定時	現状値	目標値
	睡眠による休養を十分にとれていない者の割 合 (20 歳以上)	17.8%	20.2%	15.0%以下

※国の新基本方針を踏まえ指標変更

【今後の取組】

睡眠・休養の正しい知識の普及啓発を図ります。

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主 体
○健康づくりのための睡眠指針、休養指針等の普及啓 発	道、関 係団体
○地域・職域連携推進事業を通じた普及啓発	道

睡眠指針概要

* 平成 26 年国民健康・栄養調査(厚生労働省)

工 喫煙

【現状と課題】

喫煙は「病気の原因の中で予防できる最大かつ単一のもの(WHO 世界保健機構)」とされ、肺がん をはじめとする多くのがんや虚血性心疾患、脳卒中などの循環器疾患、さらには、COPD(慢性閉 寒性肺疾患)など数多くの疾患の罹患や死亡のリスクを高める危険因子となっています。本道の成 人の喫煙率は、<mark>令和 4 年</mark>国民生活基礎調査によると、男性では <mark>28.1%(全国 25.4%)、女</mark> 性では 13.2% (全国 7.7%) と、男女とも減少傾向にあるものの全国平均を上回っています。

本道の喫煙経験のある 20 歳未満の者の割合(過去1か月間)は、令和5年に道が実施した調査に よると、中学1年生の男子では1.8%(全国1.0%*1)、女子では0.1%(全国0.1%)、高校3年生の 男子では 1.8% (全国 1.0%)、女子では 0.4% (全国 0.6%) と、男子で全国平均を上回っています。

妊婦の喫煙は妊娠合併症のリスクを高めるだけでなく、胎児の成長が制限され低体重児の原因と なるとともに、出生後、乳児期には乳児突然死症候群の原因となるなど、胎児や乳児に大きな影響を 与えるものです。

本道における妊婦の喫煙率は、令和3年度北海道母子保健報告システム事業(道立保健所管内:令 <u>和3年度</u>実績)によると、<u>3.8</u>%となっており、全国平均 <u>2.0</u>%を上回り、産婦については、6.7%と 妊婦時に比べ高くなっています。*2

令和2年(2020年)4月には、改正健康増進法が全面施行され「望まない受動喫煙」の防止を図る ため行政機関や医療機関、学校等の第一種施設は、原則敷地内禁煙に、事業所、宿泊施設、飲食店等 多くの者が利用する第二種施設は、原則屋内禁煙とするとともに、当該施設等の管理について管理 者が講ずべき措置が定められました。さらに、道では、令和 2 年(2020 年)3 月に法改正内容を踏ま え、「受動喫煙ゼロ」の実現を目指した「北海道受動喫煙防止条例」を制定し、法と合わせ対策に取 り組んでいます。

令和4年度(2022年度)に道が実施した受動喫煙防止対策に関する施設調査によると、第一種施 設では93.7%、第二種施設では89.6%、市町村が管理する施設では98.6%、飲食店では84.9%が、 屋内において禁煙や分煙などの受動喫煙防止対策を実施しており、様々な施設において対策が進め られています。

一方で、同年に道が実施した健康づくり道民調査によると、日常生活で受動喫煙の機会があった と回答したのは、家庭 5.4%、事業所 13.3%、飲食店 17.0%となっており、これらに対し継続した 取組が必要です。

【目標】

- 喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発を図ります。
- 20歳未満の者の喫煙をなくします。
- 妊産婦の喫煙をなくすとともに、女性の喫煙率を低下させます。
- たばこをやめたい人に対するサポート体制を充実します。
- 家庭、職場、飲食店その他多くの人が利用する施設において、受動喫煙ゼロの実現を目指しま
- *1 令和 2 年 厚生労働科学研究費補助金研究班調査
- *2 令和3年 厚生労働省母子保健調査

工 喫煙

【現状と課題】

喫煙は「病気の原因の中で予防できる最大かつ単一のもの (WHO 世界保健機構)」とされ、肺 がんをはじめとする多くのがんや虚血性心疾患、脳卒中などの循環器疾患、さらには、COPD (慢性閉塞性肺疾患) など数多くの疾患の罹患や死亡のリスクを高める危険因子となっていま

本道の成人の喫煙率は、平成28年国民生活基礎調査によると、男性では34.6%(全国31.1%)、 女性では16.1%(全国9.5%)と、男女とも全国平均を上回っています。

本道の喫煙経験のある未成年者の割合(過去1か月間)は、平成29年に道が実施した調査によ | ※文言修正 ると、中学1年生の男子では0.5%(全国1.0%*1)、女子では0.2%(全国0.3%)、高校3年生 の男子では 0.8% (全国 4.6%)、女子では 0.5% (全国 1.5%) と、いずれも全国平均を下回って います。*1

妊婦の喫煙は妊娠合併症のリスクを高めるだけでなく、胎児の成長が制限され低体重児の原因 となるとともに、出生後、乳児期には乳児突然死症候群の原因となるなど、胎児や乳児に大きな 影響を与えるものです。

本道における妊婦の喫煙率は、平成28年度北海道母子保健報告システム事業(道立保健所管 内:平成28年度実績)によると、6.3%となっており、全国平均3.8%を上回り、産婦について は、8.4%と妊婦時に比べ高くなっています。*2

道においては、これまで公共施設や医療機関を中心に受動喫煙の防止について取組を進めてき ましたが、平成28年度の調査においては、市町村が管理する庁舎や公民館などについては、 94.2%、医療機関では99.3%が受動喫煙防止対策を行っています。また、平成28年度新たに調 査したこれら以外の施設については、61.5%が受動喫煙防止対策を実施していますが、その中で 飲食店は38.8%と対応に遅れが見られます。

平成24年7月、国から新たな「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」 の中で受動喫煙について示され、また、平成28年度健康づくり道民調査によると、日常生活で受 動喫煙の機会があったと回答したのは、公共施設 8.9%、家庭 18.4%、職場 25.2%、飲食店 41.7% となっており、今後は、これまでの取組に加え、職場や家庭、飲食店などにおいても、禁煙や分 煙を進め受動喫煙の機会を低下させるなど、対策の強化が必要です。

こうした中、国においては、望まない受動喫煙をなくすため、健康増進法改正の手続が進めら れているとともに、北海道議会において、受動喫煙防止対策に関する条例の制定等に向けた検討 が行われております。

【目標】

- 喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発を図ります。
- 未成年者の喫煙をなくします。
- 妊産婦の喫煙をなくすとともに、女性の喫煙率を低下させます。
- たばこをやめたい人に対するサポート体制を充実します。
- 官公庁施設、飲食店その他の多くの人が利用する施設において、受動喫煙によるリスクを 減らします。
- *1 平成 26 年 厚牛労働科学研究費補助金研究班調查
- *2 平成 25 年度「健やか親子 21」の最終評価・課題分析及び次期国民健康運動の推進に関する研究(厚生労働省)

※時点更新に併せ文言修正

(「未成年者」→「20歳未満の者」)

※北海道受動喫煙防止条例の取組を

【指標】

【竹竹示			
	指標	現状値	目標値
成人の	喫煙率	<u>20. 1</u> %	12.0%以下
20 歳未	満の者の喫煙をなくす		
(喫煙	経験のある <u>20 歳未満の</u> 者の割合(過 :	去1か月間))	
	 アー中学1年生	男子 <u>0. 3</u> %	0%
		女子 <u>0. 1</u> %	0%
	 イ 高校 3 年生	男子 <u>1. 8</u> %	0%
	1 同仅 3 年王	女子 <u>0. 4</u> %	070
妊婦の	喫煙率	<u>3. 8</u> %	0%
産婦の	喫煙率	<u>6. 7</u> %	0%
日常生	活で受動喫煙の機会を有する者の割	<u>家庭</u> <u>5.4</u> % 職場 <u>13.3</u> % 飲食店 <u>17.0</u> %	受動喫煙ゼロの <u>実現</u>
北海道	のきれいな空気の施設登録数	<u>2, 397</u> 施設	<u>6,000</u> 施設

【今後の取組】

医療関係団体など、各種の団体との連携を強化し、喫煙が及ぼす健康への影響について 普及啓発を進めるとともに、特に、健康への影響が大きい 20 歳未満の者や妊産婦・女性に 対する禁煙対策を推進し、たばこをやめたい人に対する禁煙支援を強化し喫煙率を低下さ せます。

受動喫煙が健康に及ぼす影響や各施設が受動喫煙防止を講じることができるよう施設種 別に応じた講じるべき措置や取組み等について、道民や事業者等への普及啓発や学習機会 を図ります。

また、事業者等における受動喫煙防止の取組を促進するため「北海道のきれいな空気の施設」登録事業や道内の受動喫煙防止対策の推進状況を定期的に把握するための調査を行ないます。_

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
〇喫煙の健康影響に関する情報提供	道、市町村、
(ホームページ、健康教育教材の作成等)	関係団体
Oたばこをやめたい人に対する禁煙支援	道、市町村、 関係団体
〇たばこをやめたい人への相談窓口や学校と連携した 20 歳未	道、教育関係者、
満の 満の 者喫煙防止教室などのたばこ対策事業の推進	関係団体
〇妊産婦に対するたばこが及ぼす健康への影響や禁煙の成功例	道、市町村、
などの普及啓発の推進	関係団体
〇女子高生を対象とした出前講座の実施など若年の女性に対す	道、市町村、
る喫煙防止の普及啓発の推進	教育関係者
○第二種施設を対象に、屋内禁煙を促進する「北海道のきれい な空気の施設」の登録推進	<u>道、関係機関</u>
○飲食店等における受動喫煙防止を図るため、喫煙専用室を設	道、関係機関、関係
置する飲食店における表示の徹底	<u>団体</u>
〇施設内禁煙の飲食店に対しても禁煙表示ステッカーを作成・	道、関係機関、関係
<u>交付</u>	<u>団体</u>
〇市町村や住民団体などと連携した家庭における受動喫煙防止	道、市町村、
の促進	関係団体

【指標】

【1日1本】			
指標	計画策定時	現状値	目標値
(再掲)成人の喫煙率	24. 8%	24.7% 男性 34.6% 女性 16.1%	12.0%以下
喫煙経験のある未成年者の割合			
ア 中学1年生	男子 0.9% 女子 0.6%	男子 0.5% 女子 0.2%	0%
イ 高校3年生	男子 2.9% 女子 1.7%	男子 0.8% 女子 0.5%	0%
(再掲) 妊婦の喫煙率	10.1%	6.6%	0%
(再掲)産婦の喫煙率	13. 2%	8.4%	0%
日常生活で受動喫煙の機会を有する者の割合	公共施設 15.5% 家庭 13.2% 職場 36.7% 飲食店 44.3%	公共施設 8.9% 家庭 18.4% 職場 25.2% 飲食店 41.7%	行政機関 0% 医療機関 0% 家庭 3.0%以下 職場 受動喫煙のない職 場の実現 (H32) 飲食店 15.0%以下
おいしい空気の施設登録数	3,067 施設	4, 935 施設	増加

※文言修正

(「未成年者」→「20歳未満の者」)

※取組状況を踏まえ目標値を設定

※現状の取組に合わせた文言修正

【今後の取組】

医療関係団体など、各種の団体との連携を強化し、喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発を進めるとともに、特に、健康への影響が大きい未成年者や妊産婦・女性に対する禁煙対策を推進します。

また、たばこをやめたい人に対する禁煙支援を強化し喫煙率を低下させます。

受動喫煙の防止については、公共施設のほか、職場や家庭などに対し、対策の徹底を促すとともに、飲食店等の受動喫煙防止の強化を図るため、その取組の表示を促進します。

※文言修正

(「未成年者」→「20歳未満の者」)

※北海道受動喫煙防止条例の取組を 追加

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
〇喫煙の健康影響に関する情報提供	道、市町村、
(ホームページ、健康教育教材の作成等)	関係団体
Oたばこをやめたい人に対する禁煙支援	道、市町村、 関係団体
〇たばこをやめたい人への相談窓口や学校と連携した未成年者	道、教育関係者、
喫煙防止教室などのたばこ対策事業の推進	関係団体
〇妊産婦に対するたばこが及ぼす健康への影響や禁煙の成功例	道、市町村、
などの普及啓発の推進	関係団体
〇女子高生を対象とした出前講座の実施など若年の女性に対す	道、市町村、
る喫煙防止の普及啓発の推進	教育関係者
〇受動喫煙防止のための「おいしい空気の施設推進事業」の登録推進	道
○飲食店等を対象にした受動喫煙防止対策の取組を表示するス	道、市町村、
テッカー(禁煙・完全分煙・エリア分煙・喫煙可)の作成	関係団体
〇市町村や住民団体などと連携した家庭における受動喫煙防止	道、市町村、
の促進	関係団体

※文言修正

(「未成年者」→「20 歳未満の者」)

才 飲酒

【現状と課題】

飲酒は、生活習慣病をはじめとする様々な身体疾患や、うつ病等の健康障害のリスク要因となる ことに加え、飲酒運転事故等の社会的な問題の要因となるほか、20歳未満の者の飲酒は成長や発達、 妊娠中の飲酒は妊娠合併症や胎児の発育に悪影響を及ぼします。

本道における「生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている者(1日当たりの純アルコール摂取 量が男性 40g以上、女性 20g以上)」は、令和4年度健康づくり道民調査によると、男性では 20.5% (前回18.2%)、女性では15.7%(前回12.0%)と、特に女性で増加しています。

本道の飲酒経験のある 20 歳未満の者の割合(過去1か月)は、<mark>令和5年</mark>に道が実施した調査によ ると、中学3年生の男子で0.6%(前回1.3%)、女子で0.6%(前回1.2%)、高校3年生の男子で | と、中学3年生の男子では1.3%(全国7.2%)、女子では1.2%(全国5.2%)、高校3年生の男子で | と、中学3年生の男子では1.3%(全国7.2%)、女子では1.2%(全国5.2%)、高校3年生の男子で | と、中学3年生の男子では1.3%(全国7.2%)、女子では1.2%(全国5.2%)、高校3年生の男子で | と、中学3年生の男子では1.3%(全国7.2%)、女子では1.2%(全国5.2%)、高校3年生の男子で | と、中学3年生の男子では1.3%(全国7.2%)、女子では1.2%(全国5.2%)、高校3年生の男子で | と、中学3年生の男子では1.3%(全国7.2%)、女子では1.2%(全国5.2%)、高校3年生の男子で | と、中学3年生の男子では1.3%(全国7.2%)、女子では1.3%(全国5.2%)、高校3年生の男子で | と、中学3年生の男子では1.3%(全国7.2%)、女子では1.2%(全国5.2%)、高校3年生の男子で | と、中学3年を1.2%(会国7.2%)、女子では1.2%(会国7.2%)、日本は1.2%(会国7.2% 5.3% (前回 5.1%)、女子では 3.5% (前回 5.9%) と、前回調査に比較し減少しています。*1

また、本道の妊婦の飲酒の割合は、北海道母子保健報告システム事業(道立保健所管内:令和3年 度実績) によると、1.4% (前回1.4%) となっています。

アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的に推進するために、関連計画との整合性を図り、「生 活習慣病のリスクを高める飲酒をしている者」を減少させる必要があります。

*1 令和 2 年 厚生労働科学研究費補助金研究班調査

【目標】

- 生活習慣病のリスクを高める飲酒などが及ぼす健康への影響について意識を高めます。
- 20 歳未満の者や妊婦の飲酒を無くします。

【指標】

指標	現状値	目標値
生活習慣病のリスクを高める量 (1 日当たりの純アルコール摂取量が男性 40g 以上、女性 20g 以上) を飲酒している者の割合 (20歳以上)	男性 <u>20.5</u> % 女性 <u>15.7</u> %	男性 17.7%以下 女性 8.2%以下
20 歳未満の者の飲酒をなくす (飲酒経験のある 20 歳未満の者の割合(過去1 な)		
ア 中学3年生	0%	
イ 高校3年生 男子5 女子3		0%
妊婦の飲酒率	<u>1. 4</u> %	0%

【今後の取組】

飲酒が及ぼす生活習慣病などの健康への影響について、市町村保健事業などと連携し普 及啓発を図ります。

才 飲酒

【現状と課題】

飲酒は、生活習慣病をはじめとする様々な身体疾患や、うつ病等の健康障害のリスク要因とな ることに加え、未成年者の飲酒や飲酒運転事故等の社会的な問題の要因となるほか、未成年者の │※文言修正 飲酒は成長や発達、妊娠中の飲酒は妊娠合併症や胎児の発育に悪影響を及ぼします。

本道における「生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている者(1日当たりの純アルコール摂 取量が男性 40g以上、女性 20g以上) | は、平成 28年度健康づくり道民調査によると、男性では 18.2% (全国 13.9%)、女性では 12.0% (全国 8.1%) と平成 23 年度同調査に比べて増加してお り、全国を上回っていることから、引き続き適正な飲酒についての普及啓発が重要です。*1

本道の飲酒経験のある未成年者の割合(過去1か月)は、平成29年に道が実施した調査による 子では 5.1% (全国 13.7%)、女子では 5.9% (全国 10.9%) と、前回調査に比較し減少してお り、男女とも全国平均を下回っています。*2

また、本道の妊婦の飲酒の割合は、北海道母子保健報告システム事業(道立保健所管内:平成 28年度実績)によると、1.4%(全国4.3%)となっています。*3

平成25年12月にアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するため「アルコール健 康障害対策基本法」が制定され、都道府県には、国のアルコール健康障害対策基本計画を基本と し、地域実態に即したアルコール健康障害対策推進計画の策定が努力義務とされたため、道では、 平成29年12月に「北海道アルコール健康障害対策推進計画」を策定しました。この計画との整 合性を図り、「生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている者」の減少させる必要があります。

- *1 平成 27 年国民健康·栄養調査 (厚生労働省)
- *2 平成 26 年厚生労働科学研究費補助金研究班調査
- *3 平成25年度「健やか親子21」の最終評価・課題分析及び次期国民健康運動の推進に関する研究(厚生労働省)

【目標】

- 生活習慣病のリスクを高める飲酒などが及ぼす健康への影響について意識を高めます。
- 未成年者や妊婦の飲酒を無くします。

【指標】

指標	計画策定時	現状値	目標値	
生活習慣病のリスクを高める量 (1 日当たりの純アルコール摂取量が男性 40g 以上、女性 20g 以上) を飲酒している者の割合 (20歳以上)	男性 20.8% 女性 9.6%	男性 18.2% 女性 12.0%	男性 17.7%以下 女性 8.2%以下	
飲酒経験のある未成年者の割合(過去1か月)	飲酒経験のある未成年者の割合(過去1か月)			
ア 中学3年生	男子 5.3% 女子 5.0%	男子 1.3% 女子 1.2%	0%	
イ 高校3年生	男子 13.4% 女子 10.6%	男子 5.1% 女子 5.9%	0%	
(再掲) 妊婦の飲酒率	4.7%	1.4%	0%	

【今後の取組】

飲酒が及ぼす生活習慣病などの健康への影響について、市町村保健事業などと連携し 普及啓発を図ります。

(「未成年者」→「20歳未満の者」)

※時点更新に併せ文言修正

※文言修正

(「未成年者」→「20歳未満の者」)

※時点更新

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○特定保健指導従事者に対する、生活習慣病のリスクを高める飲酒についての情報提供	道
○適正飲酒の普及啓発	道、市町村
○ <u>20 歳未満の</u> 者や大学生など若い世代を対象とした喫煙やアルコ	道、教育関係
ールに関する健康教育	者
○北海道健康づくり協働宣言団体等と連携した適正飲酒について の普及啓発	道、関係団体

カ 歯・口腔

【現状と課題】

本道における乳幼児のむし歯は、減少傾向にありますが、むし歯のない 3 歳児の割合は 89.7% と 全国 89.8% を下回っています。 *1

さらなる幼児期のむし歯の改善のためには、定期的な歯科健診・保健指導、フッ化物塗布等に加えて、家庭において適切にフッ化物配合歯磨剤を使用して歯みがきを実践する必要があります。

本道の児童・生徒のむし歯有病者率は、小学校から高等学校のすべての学年で全国平均より高い 状況にあります。令和3年度学校保健統計調査によると、12歳児<u>におけるむし歯のない者の割合で は60.3%</u>の一人平均むし歯数は1.0本(全国0.63本)と平成28年の1.1本に比べて減少していま すが、全国を上回っており、引き続き学齢期のむし歯は改善すべき課題です。永久歯のむし歯予防に 効果が高いフッ化物洗口を実施している市町村は、<u>令和5年3月末</u>現在175市町村となっており、 さらに普及を進める必要があります。

歯周病は、中年期以降に歯を失う最大の原因となっていますが、自分では症状に気づきにくい特を進める必要があります。 徴があります。歯周病の予防のためには、歯ブラシや歯間清掃用具(デンタルフロス、歯間ブラシ 等)による歯口清掃、定期的な歯科受診、禁煙などの保健行動を改善することが必要です。 歯周病は、中年期以降に 特徴があります。歯周病の

また、過去 1 年間に歯科健診を受診した人の割合は、 $\frac{6}{1}$ 名 $\frac{6}{1}$ 毎 $\frac{28.0}{1}$ 8 $\frac{28.0}{1}$ 9 $\frac{28.0}{1}$ 8 $\frac{28.0}{1}$ 9 $\frac{28.0}{1}$

歯の喪失については、80 歳で 20 本以上の歯を有する人の割合は、 $\frac{6\pi 4 \mp g}{6}$ 同調査によると、 $\frac{46.5}{6}$ % (全国 $\frac{51.6}{6}$ %) と全国と比べ低い状態にあります。*2

歯の喪失の主要原因であるむし歯と歯周病を予防するためには、歯ブラシや歯間清掃用具による 歯口清掃といったセルフケアに加えて、歯科診療所における定期的な歯科<u>受診(健診とプロフェッ</u> ショナルケア)を受ける必要があります。
大きく下回っています。*2*4 歯の喪失の主要原因であるむ る歯口清掃といったセルフケア

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○特定保健指導従事者に対する、生活習慣病のリスクを高める飲 酒についての情報提供	道
○「適度な飲酒に関する保健指導マニュアル」による適正飲酒の 普及啓発	道、市町村
○未成年者や大学生など若い世代を対象とした喫煙やアルコール に関する健康教育	道、教育関係 者
○北海道健康づくり協働宣言団体等と連携した適正飲酒について の普及啓発	道、関係団体

カ 歯・口腔

【現状と課題】

本道における乳幼児のむし歯は、減少傾向にありますが、むし歯のない3歳児の割合は82.9%と全国84.2%を下回っています。*1

さらなる幼児期のむし歯の改善のためには、定期的な歯科健診、保健指導、フッ化物塗布等に加えて、家庭において適切にフッ化物配合歯磨剤を使用して歯みがきを実践する必要があります

本道の児童・生徒のむし歯有病者率は、小学校から高等学校のすべての学年で全国平均より高い状況にあります。平成29年度学校保健統計調査によると、12歳児の一人平均むし歯数は1.5本(全国0.82本)と平成23年の1.8本(全国1.2本)に比べて減少していますが、全国を上回っており、引き続き学齢期のむし歯は改善すべき課題です。永久歯のむし歯予防に効果が高いフッ化物洗口を実施している市町村は、平成30年3月現在174市町村となっており、さらに普及を進める必要があります。

歯周病は、中年期以降に歯を失う最大の原因となっていますが、自分では症状に気づきにくい 特徴があります。歯周病の予防のためには、歯ブラシや歯間清掃用具(デンタルフロス、歯間ブ ラシ等)による歯口清掃、定期的な歯科受診、禁煙などの保健行動を改善することが必要です。 40歳代での「歯間清掃用具(デンタルフロス、歯間ブラシ等)」を使用する人の割合は、平成 28年道民歯科保健実態調査によると、53.6%と、平成23年同調査の45.4%に比べて改善してい ます

また、過去1年間に歯科健診を受診した人の割合は、平成28年同調査によると、28.3%(全国52.9%)となっており、平成23年同調査22.0%(全国47.8%)に比べて改善していますが、全国を大きく下回っています。*2*3

歯の喪失については、80歳で20本以上の歯を有する人の割合は、平成28年同調査によると、34.2%(全国51.2%)と、平成23年27.3%(全国40.2%)に比べて改善していますが、全国を大きく下回っています。*2*4

歯の喪失の主要原因であるむし歯と歯周病を予防するためには、歯ブラシや歯間清掃用具による歯口清掃といったセルフケアに加えて、歯科診療所における定期的な歯科健診と歯科専門職による機械的歯面清掃等のプロフェッショナルケアを受ける必要があります。

※時点更新(北海道歯科保健医療推進計画と整合)

【目標】

○ すべての道民が、自ら歯・口腔の健康の維持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において 生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用しながら、健康の維持増進ができるよう支援す る環境づくりを行うことを基本方針とし、食べる楽しみがいつまでもつづく生活の実現を目指し ます。

- *1 地域保健·健康增進事業報告
- *2 令和4年度歯科疾患実態調査
- *3 平成 28 年国民健康·栄養調査(厚生労働省)

【指標】

指標		現状値	目標値
乳幼児・	学齢期のむし歯のない者の割合		
ア	むし歯のない3歳児 <u>を増やす</u>	<u>89. 8</u> %	95.0%
1	むし歯のない 12 歳児を増やす	<u>60. 3</u> %	85.0%
	総持・向上 における咀嚼良好者の割合	<u>70. 3</u> %	80.0%以上
歯の喪失防止 60 歳で 24 本以上の自分の歯を有する者の割 合(55~64 歳)		<u>70. 3</u> %	95.0%以上
過去 1 4	年間に歯科健診を受診した者の割合 以上)	41.0%	70.0%以上

【今後の取組】

フッ化物利用(フッ化物塗布、フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤)を普及し、むし歯が原因で歯を失うリスクを低下させます。

口腔保健行動の改善と定期的歯科受診により、歯周病が原因で歯を失うリスクを低下させます。

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○保育所・学校等におけるフッ化物洗口の推進	道、市町村、教 育関係者、関係 団体
○乳幼児・児童生徒が定期的に歯科健診・保健指導を利用 できる機会の確保	道、市町村、教 育関係者、関係 団体
○幼児期におけるフッ化物利用(フッ化物塗布、フッ化物配合歯磨剤)の普及	道、市町村、関 係団体
○成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保	道、市町村、 関係団体、企業
○歯科診療所通院中の喫煙者に対する禁煙指導・支援の推 進	道、関係団体
○かかりつけ歯科医における定期的歯科 <u>受診(健診とプロフェッショナルケア)</u> の推進	関係団体

【目標】

○ すべての道民が、自ら歯・口腔の健康の維持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用しながら、健康の維持増進ができるよう支援する環境づくりを行うことを基本方針とし、食べる楽しみがいつまでもつづく生活の実現を目指します。

- *1 平成28年度3歳児健康診査結果
- *2 平成 28 歯科疾患実態調査
- *3 平成 24 年国民健康·栄養調査(厚生労働省)
- *4 平成23年歯科疾患実態調査

【指標】

指標	計画策定時	現状値	目標値
乳幼児・学齢期のむし歯のない者の割合			
ア むし歯のない3歳児の割合	77.8%	82.9%	90.0%以上 (目標値を更新)
イ 12 歳児のむし歯数 (1 人平均むし歯数)	1.8本	1.5本	1.0 本以下
口腔機能維持・向上	83.4%	【参考】	80.0%以上
再掲) 60 歳代における咀嚼良好者の割合	03.470	66.8%*	(目標値を更新)
歯の喪失防止			60.0%以上
60 歳で24 本以上の自分の歯を有する者の割	42.1%	48.0%	(目標値を更新)
合 (55~64 歳)			
過去 1 年間に歯科健診を受診した者の割合	22 00/	20 20/	40.0%以上
(20 歳以上)	22.0%	28.3%	(目標値を更新)

【今後の取組】

フッ化物利用 (フッ化物塗布、フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤) を普及し、むし歯が原因で歯を失うリスクを低下させます。

口腔保健行動の改善と定期的歯科受診により、歯周病が原因で歯を失うリスクを低下させます。

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○保育所・学校等におけるフッ化物洗口の推進	道、市町村、教 育関係者、関係 団体
○乳幼児・児童生徒が定期的に歯科健診・保健指導を利用 できる機会の確保	道、市町村、教 育関係者、関係 団体
○幼児期におけるフッ化物利用(フッ化物塗布、フッ化物配合歯磨剤)の普及	道、市町村、関 係団体
○成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保	道、市町村、 関係団体、企業
○歯科診療所通院中の喫煙者に対する禁煙指導・支援の推 進	道、関係団体
○かかりつけ歯科医における定期的歯科健診とプロフェッショナルケア(歯科専門職による機械的歯面清掃)の推進	関係団体

* 調査方法の変更による参考値

※北海道歯科保健医療推進計画と整

新	旧	適用
	(下記(1)は第3章の2の(1)から移動)	
② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	(1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	
高齢化に伴い、生活習慣病の有病者の増加が見込まれており、その対策は、道民の健康寿命の延伸を図るうえで、重要な課題の一つであり、主要な死亡原因であるがんと循環器疾患に加え、重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病、喫煙が最大の発症要因であるCOPD(慢性閉塞性肺疾患)は、他気限性の水差質によりなくがる性更なです。	主要な死亡原因であるがんと循環器疾患の対策に加え、患者数が増加傾向にあり、かつ重大な合併症を引き起こす恐れのある糖尿病や、死亡原因として増加が予想されるCOPD(慢性閉塞性肺疾患)の対策は、健康寿命の延伸を図る上で重要な課題です。	※国の新基本方針を踏まえ高齢化に よる増加見込を追記 ※文言修正
患) <u>は、生活習慣の改善等により多くが予防可能</u> です。 これら疾患の発症予防や重症化予防として、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な生活習慣や社会環境の整備のほか、がん検診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進することが重要です。	これら疾患の発症予防や重症化予防として、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な生活習慣や社会環境の整備のほか、がん検診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進することが重要です。	
アがん	アがん	
【現状と課題】 本道の <u>令和3年</u> のがんによる死亡者数は、 <u>20,136</u> 人で死亡者全体の <u>29.2</u> %を占め、75 歳未満のがんの年齢調整死亡率は、男性では <u>95.6</u> (全国 <u>82.4</u>)、女性では <u>65.8</u> (全国 <u>53.6</u>)、 <u>また、令和元年のがんの年齢調整罹患率は、男性では472.3(全国445.7)、女性では375.5(全国346.7)と全国に比べて高くなっていることから、生活習慣の改善<u>によりがんの罹患率を減少させるとともに、</u>早期発見・早期治療に<u>より死亡率を減少させるため</u>、特にがん検診の受診率の向上が重要です。* 1*2*3</u>		※時点更新(がん対策推進計画と整合) ※罹患率について追記
がんの危険因子である喫煙について、 <u>今和4年</u> 国民生活基礎調査によると、成人の喫煙率は、男性では 28.1% (全国 25.4%)、女性では 13.2% (全国 7.7%) と <u>減少傾向にあるものの、</u> 男女ともに全国平均を上回っており、喫煙率の低下のほか、受動喫煙防止対策の充実などたばこ対策を一層推進することが必要です。 野菜・果物不足などの食習慣もがんのリスクを高める要因とされています。 <u>令和4年度</u> 健康づくり道民調査によると、野菜摂取量は 264g、果物摂取量は 129gとなっており、摂取量の目標値達成に向け、食生活の改善が必要です。 がん検診の受診率については、 <u>令和4年</u> 国民生活基礎調査によると、 <u>胃がん 31.8%、肺がん 35.7%、大腸がん 33.4%、子宮頸がん 28.9%、乳がん 28.3%と全国より低い状況にあることから、受診率のより一層の向上を図るため、がん検診の必要性についての普及啓発や受診勧奨の徹底などの対策を推進する必要があります。</u>	がんの危険因子である喫煙について、平成28年国民生活基礎調査によると、成人の喫煙率は、男性では34.6%(全国31.1%)、女性では16.1%(全国9.5%)と男女ともに全国平均を上回っており、喫煙率の低下のほか、受動喫煙防止対策の充実などたばこ対策を一層推進することが必要です。 野菜・果物不足などの食習慣もがんのリスクを高める要因とされています。平成28年度健康づくり道民調査によると、野菜摂取量は272g、果物摂取量は97gとなっており、平成23年と比べどちらも減少していることから、食生活の改善が必要です。 がん検診の受診率については、平成28年国民生活基礎調査によると、肺がんでは、36.4%(全国43.3%)と全国を下回っており、また、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんについても同様であることから、受診率の一層の向上に向け、取り組むことが必要です。	
*1 令和3年(2021) 人口動態統計(確定数)(厚生労働省)	*1 平成 28 年人口動態統計 (厚生労働省)	
*2 国立がん研究センターがん情報サービス(がん登録・がん統計) *3 全国がん登録罹患数・率報告(厚生労働省)	*2 国立がん研究センターがん情報サービス(がん登録・がん統計)	
【目標】	【目標】	
○ <u>喫煙など生活習慣の改善を促進し、がんの罹患率の減少を目指します。</u>	○ がんの死亡率の減少を目指します。	※文言修正
○ <u>がん検診による早期発見・早期治療を進め、がんの死亡率の減少を目指します。</u>	○ がん検診による早期発見・早期治療を進めます。	

【指標】

指標	現状値	目標値
<u>がんの年齢調整罹患率</u> (10 万人当たり)	<u>男性 472.3</u> 女性 375.5	全国平均値以下 (R11)
75 歳未満のがんの年齢調整死亡率 (10 万人当たり)	男性 <u>95.6</u> 女性 <u>65.8</u>	全国平均値以下 (R11)
(再掲) 成人の喫煙率	20.1% 男性 28.1% 女性 13.2%	12.0%以下
がん検診の受診率 (40歳以上)		
ア 胃がん検診	31.8%	
イ 肺がん検診	<u>35. 7%</u>	60%以上
ウ 大腸がん検診	33.4%	(R11)
エ 子宮頸がん検診(20歳以上)	<u>28.9%</u>	
オ 乳がん検診	<u>28.3%</u>	

【今後の取組】

がんの罹患率や死亡率を減少させるため、がんの最大の危険因子である喫煙率の減少や受動喫煙のない環境づくり、食生活の改善に取り組むほか、がん検診の受診率の向上に取り組みます。

- *1 令和3年(2021)人口動態統計(確定数)(厚生労働省)
- *2 国立がん研究センターがん情報サービス (がん登録・がん統計)

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○がん征圧月間やがん予防道民大会などの機会を通じたがん予防の普及啓発	道、市町村、 関係団体
○喫煙の健康影響に関する情報提供 (ホームページや普及啓発(ホームページ、健康教育教材の作成等) 等の作成等)	道、市町村、 関係団体
○禁煙相談や禁煙を希望する人に対する禁煙支援	道、市町村、 関係団体
○第二種施設を対象に、屋内禁煙を促進する「北海道のきれいな空気 の施設」の登録推進	道、関係機関
○飲食店等をはじめとする受動喫煙防止対策の強化	道、市町村、 関係団体
○医療関係団体などたばこ対策を推進する団体との連携による普及啓 発等の強化	道、市町村、 関係団体
○「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食事の普 及啓発	道、市町村、 関係団体
○スーパーやコンビニと連携したバランスのとれた食生活の普及	道、関係団体、企業
○がんの早期発見を促すため、がん検診受診促進の普及啓発	道、市町村、 関係団体

【指標】

指標	計画策定時	現状値	目標値
75 歳未満のがんの年齢調整死亡率 (10 万人当たり)	男性 120.4 女性 67.0	男性 108.5 女性 66.4	全国平均値以下(H35) (目標値を更新)
成人の喫煙率	24. 8%	24.7% 男性 34.6% 女性 16.1%	12.0%以下
がん検診の受診率 (40歳以上)			
ア 胃がん検診	26.8%	35.0%	
イ 肺がん検診	18.7%	36.4%	男女とも 50.0%以下
ウ 大腸がん検診	21.5%	34.1%	(H35) (目標値を更新)
エ 子宮頸がん検診(20歳以上)	30.0%	31.2%	
オ 乳がん検診	28.0%	33.3%	

※がん対策推進計画と整合※国の基本方針を踏まえ罹患率に関する指標を追加※指標追加(罹患率)

【今後の取組】

がんによる死亡を減少させるため、がんの最大の危険因子である喫煙率の減少や受動喫煙のない環境づくり、食生活の改善に取り組むほか、がん検診の受診率の向上に取り組みます。

※文言修正

- *1 平成27年人口動態統計(厚生労働省)
- *2 国立がん研究センターがん情報サービス (がん登録・がん統計)

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○がん征圧月間やがん予防道民大会などの機会を通じたがん予防の普及啓発	道、市町村、 関係団体
○喫煙の健康影響に関する情報提供 (ホームページや普及啓発 (ホームページ、健康教育教材の作成等) 等の作成等)	道、市町村、 関係団体
○禁煙相談や禁煙を希望する人に対する禁煙支援	道、市町村、 関係団体
○受動喫煙防止のための「おいしい空気の施設推進事業」の登録推進	道
○飲食店等をはじめとする受動喫煙防止対策の強化	道、市町村、 関係団体
○医療関係団体などたばこ対策を推進する団体との連携による普及啓 発等の強化	道、市町村、 関係団体
○「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食事の普 及啓発	道、市町村、 関係団体
○スーパーやコンビニと連携したバランスのとれた食生活の普及	道、関係団体、企業
○がんの早期発見を促すため、がん検診受診促進の普及啓発	道、市町村、 関係団体

※現状の取組に合わせた修正

イ 循環器疾患

【現状と課題】

循環器疾患のうち、令和3年の心疾患の死亡者数は9,842人で、死亡全体の14.3%(全国14.9%) (全国 16.2)、女性では 5.5 (全国 6.1) となっており、全国をわずかに下回っています。*1*2 令和3年の脳血管疾患の死亡者数は4,780人で、死亡全体の6.9%(全国7.3%)を占め、死因 の4位となっており、脳血管疾患の年齢調整死亡率は、男性では34.7 (全国37.8)、女性では21.0 (全国 21.0) となっており、男性は全国をわずかに下回っています。*1*2

循環器疾患の危険因子である高血圧については、「収縮期血圧の平均値」は、40~74 歳男性で 129mmHg (全国 128mmHg)、同女性で 124mmHg (全国 123mmHg) となっており全国並です。*3

また、高血圧と同様に危険因子である脂質異常症については、「LDL コレステロール 160mg/dl 以上の者の割合」は男性では 14.2% (全国 13.8%)、女性では 14.3% (全国 13.9%) となってお り、男女とも全国を上回っています。*3

「メタボリックシンドロームの該当者」及び「予備群」については、令和3年度の特定健康診査 結果では、該当者は 17.8% (全国 16.6%)、予備群は 12.6% (全国 12.5%) となっています。*4

令和3年度の特定健康診査の実施率については45.7%(全国56.2%)、特定保健指導の実施率 は、18.4%(全国24.7%)と健診及び保健指導の実施率は年々増加しているものの全国平均を大き く下回っており、さらなる実施率の向上に向け、受診しやすい体制の整備や受診勧奨の促進が必要 です。*4

高血圧や脂質異常症の他、循環器病の危険因子を低減するためには、糖尿病や喫煙率の減少をは じめ、栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒の領域と連携した生活習慣の改善にも留意する必要が あります。

【目標】

- 循環器疾患の死亡率の減少を目指します。
- 循環器疾患を予防するため、危険因子となる高血圧の改善や脂質異常症を減らします。
- 特定健康診査及び特定保健指導による疾病の早期発見、早期治療を進めます。
- *1 令和3年人口動態統計(確定数)(厚生労働省)
- *2 平成 27 年人口動態特殊報告 (厚生労働省)
- *3 NDB オープンデータ (厚生労働省)
- *4 令和3年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ(厚生労働省)

イ 循環器疾患

【現状と課題】

循環器疾患のうち、平成 27 年の心疾患の死亡者数は 9, 156 人で、死亡全体の 15.1% (全国 | ※時点更新 を占め、死因の2位となっています。<mark>そのうち急性心筋梗塞の年齢調整死亡率は、男性では 14.5</mark> | 15.2%) を占め、死因の2位となっています。そのうち急性心筋梗塞の年齢調整死亡率は、男性で | ※健康づくり道民調査から、NDB オー は14.5 (全国16.2)、女性では5.5 (全国6.1) となっており、全国をわずかに下回っています。

> 平成27年の脳血管疾患の死亡者数は4,875人で、死亡全体の8.0%(全国8.7%)を占め、死 因の 4 位となっており、脳血管疾患の年齢調整死亡率は、男性では 34.7 (全国 37.8)、女性では 21.0 (全国 21.0) となっており、男性は全国をわずかに下回っています。*1*2

> 循環器疾患の危険因子である高血圧については、平成28年度健康づくり道民調査によると、「高 血圧症有病者の割合 | は、40歳~74歳男性で58.6%(全国59.3%)、同女性で42.1%(全国39.6%) となっており、男性では50歳代以降、女性では60歳代以降の各年代で、50%を超えていることか ら、循環器疾患の予防のため血圧管理の重要性について市町村、医療機関、関係団体と連携して普 及啓発を推進することが必要です。*3

> また、高血圧と同様に危険因子である脂質異常症については、「総コレステロール 240mg/dl 以 上の者の割合」は男性では9.7%(全国10.4%)、女性では21.0%(全国20.9%)となってお り、男女とも全国を下回っています。*6*3

> 「メタボリックシンドロームの該当者」及び「予備群」については、平成27年度の特定健康診 査結果では、該当者は15.3%(全国14.4%)、予備群は12.1%(全国11.7%)と全国と同水準と なっています。*4*5

> また、運動習慣では、「成人(20~64歳)の1日の平均歩数」は、男性では7,713歩(全国7,970 歩)、女性では 6,588 歩 (全国 6,991 歩) と全国を若干下回っています。*6*3

> 喫煙率については、男性では34.6%(全国31.1%)、女性では16.1%(全国9.5%)と男女とも に依然として全国平均を上回っており、たばこ対策を一層推進することが必要です。*7

> 平成27年度の特定健康診査の実施率については39.3%(全国50.1%)、特定保健指導の実施率 は、13.5%(全国17.5%)と実施初年度の平成20年度以降、健診及び保健指導実施率は増加して いるものの全国平均を大きく下回っており、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上に向 け、受診しやすい体制の整備や受診勧奨の促進が必要です。*4*5

プンデータに変更

※国の新基本方針(P10)を踏まえた文 言追加

【目標】

- 循環器疾患の死亡者の減少を目指します。
- 循環器疾患を予防するため、危険因子となる高血圧の改善や脂質異常症を減らします。
- 特定健康診査及び特定保健指導による疾病の早期発見、早期治療を進めます。
- *1 平成27年人口動態統計(厚生労働省)
- *2 厚生労働省「人口動態統計特殊報告」(平成27年)
- *3 平成 27 年国民健康·栄養調查 (厚生労働省)
- *4 平成27年度特定健康診査・特定保健指導実績報告データ(厚生労働省提供)
- *5 平成27年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況(厚生労働省)
- *6 平成28年度健康づくり道民調査(道)
- *7 平成28年国民生活基礎調查

【指標】

【1日1示】		
指標	現状値	目標値
脳血管疾患の年齢調整死亡率 (10万人当たり) 急性心筋梗塞の年齢調整死亡率 (10万人当たり)	脳血管疾患 男性 34.7 女性 21.0 急性心筋梗塞 男性 14.5 女性 5.5	脳血管疾患 男性 32.0%以下 女性 20.1%以下 急性心筋梗塞 男性 13.5以下 女性 5.2以下 (目標値を更新)
高血圧の改善(<u>40~74</u> 歳) (収縮期血圧の平均値)	男性 <u>129</u> mmHg 女性 <u>124</u> mmHg	男性 <u>124mmHg</u> 以下 女性 <u>119mmHg</u> 以下
脂質異常症の者の割合(40~ <u>74</u> 歳) LDL コレステロール 160mg/dl 以上の者の割合	男性 <u>14. 2</u> % 女性 <u>14. 3</u> %	男性 10.0%以下 女性 10.0%以下
特定保健指導対象者の減少率 (メタボリックシンドロームの該当者及び予 備群の減少)(40~74歳)	該当者 <u>17.8</u> % 予備群 <u>12.1</u> %	R6 年度に比較し 25.0%減(R11)
特定健康診査の実施率(40~74歳)	<u>45. 7</u> %	70.0%以上
特定保健指導の実施率(40~74歳)	<u>18. 4</u> %	45.0%以上

(指標の削除)

【今後の取組】

循環器疾患の死亡率を減少させるため、市町村をはじめとした関係機関と連携し、たばこをやめたい人に対する禁煙支援、栄養、運動など生活習慣の改善、特定健康診査の実施率の向上に向けて取り組みます。

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○禁煙相談や禁煙を希望する人に対する禁煙支援	道、市町村、 関係団体
○喫煙の健康影響に関する情報提供	道、市町村、
(ホームページ、健康教育教材の作成等)	関係団体
○「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食	道、市町村、
事の普及啓発	関係団体
○スーパーやコンビニと連携したバランスのとれた食生活の普	道、関係団体、
及	企業
○適正飲酒の普及啓発	道、市町村
○特定健康診査・特定保健指導従事者を対象とした人材育成の ための研修会の開催	道、関係団体
○地域・職域連携推進協議会を活用した普及啓発、特定健康診	道、市町村、
査の充実など循環器疾患対策の推進	関係団体

【指標】

指標	計画策定時	現状値	目標値
	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患
 脳血管疾患の年齢調整死亡率	男性 47.1	男性 34.7	男性 32.0%以下
(10 万人当たり)	女性 25.2	女性 21.0	女性 20.1%以下
- (10万八ヨたッ) - 急性心筋梗塞の年齢調整死亡率	急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	急性心筋梗塞
(10万人当たり)	男性 21.5	男性 14.5	男性 13.5 以下
	女性 9.2	女性 5.5	女性 5.2以下
			(目標値を更新)
高血圧の改善(40~89 歳)	男性 138mmHg	男性 136mmHg	男性 134mmHg 以下
(収縮期血圧の平均値)	女性 134mmHg	女性 130mmHg	女性 128mmHg 以下
	7 12 10 IIIIII 18	AT 100mmig	(女性目標値を更新)
高血圧症有病者の割合(40~74歳)	男性 47.0%	男性 58.6%	男性 40.0%以下
(収縮期 140mmHg 以上または拡張期 90mmHg	女性 37.7%	女性 42.1%	女性 30.5%以下
以上、降圧剤服薬者)	,,,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
正常高値血圧者の割合(40~74歳)			
(収縮期 130mmHg 以上 140mmHg 未満または拡	W 11 00 10/	# Irl. 00 00/	思いないのの
張期 85mmHg 以上 90mmHg 未満の者で降圧剤服	男性 23.4%	男性 22.8%	男性 16.4%以下
薬者を除く)	女性 21.4%	女性 18.3%	女性 14.2%以下
<u> </u> 脂質異常症の者の割合(40∼79歳)			
ア 総コレステロール 240mg/dl 以上の者の	男性 13.5%	男性 9.8%	男性 10.0%以下
割合	女性 24.0%	女性 21.8%	女性 18.0%以下
イ LDL コレステロール 160mg/dl 以上の者	男性 9.6%	男性 5.7%	男性 7.2%以下
の割合	女性 12.6%	女性 9.2%	女性 9.5%以下
特定保健指導対象者の割合の減少率	該当者 14.6%	該当者 15.3%	
〈メタボリックシンドローム	予備群 12.4%	予備群 12.1%	H20 年度に比較し
該当者及び予備群) (40~74歳)	(H20)		25.0%減(H35)
		00.00/	70.0%以上 (H35)
特定健康診査の実施率(40~74歳)	32.6%	39.3%	(目標値を更新)
株字伊姆化道の字板家(40~74 卷)	10.00/	10 E0/	45.0%以上 (H35)
特定保健指導の実施率(40~74 歳) 12.0% 13.5%	13.5%	(計画終期を更新)	

【今後の取組】

循環器疾患の死亡率を減少させるため、市町村をはじめとした関係機関と連携し、たばこをやめたい人に対する禁煙支援、栄養、運動など生活習慣の改善、特定健康診査の実施率の向上に向けて取り組みます。

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○禁煙相談や禁煙を希望する人に対する禁煙支援	道、市町村、 関係団体
○喫煙の健康影響に関する情報提供	道、市町村、
(ホームページ、健康教育教材の作成等)	関係団体
○「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食 事の普及啓発	道、市町村、 関係団体
○スーパーやコンビニと連携したバランスのとれた食生活の普及	道、関係団体、 企業
○「適度な飲酒に関する保健指導マニュアル」による適正飲酒 の普及啓発	道、市町村
○特定健康診査・特定保健指導従事者を対象とした人材育成の ための研修会の開催	道、関係団体
○地域・職域連携推進協議会を活用した普及啓発、特定健康診 査の充実など循環器疾患対策の推進	道、市町村、 関係団体

※健康づくり道民調査から NDB オー プンデータに変更

※健康日本 21 減少率に準じ目標値を 見直し

※医療費適正化計画と整合を図り指標名を変更 (特定保健指導対象者の割合の減少率)

※目標値及び計画終期を医療費適正 化計画に合わせ変更

※文言修正

ウ 糖尿病

【現状と課題】

本道の令和3年の糖尿病による死亡者数は、807人で死亡数全体の1.2%(全国1.0%)を占め ており、糖尿病の平成 27 年年齢調整死亡率(人口 10 万対)は、男女ともに全国値よりやや高く、 男性は 5.8 (全国 5.5)、女性は 3.2 (全国 2.5) となっています。*1*2

「糖尿病が強く疑われる者」として、40~74歳の HbA1c の値が 6.5%以上の男性は 10.0% (全 国 9.5%)、女性は 4.7% (全国 4.7%)、「インスリン注射または血糖を下げる薬」を服用している 男性は8.4% (全国8.8%)、女性は3.7% (全国4.8%) となっています。*3*4

「糖尿病の可能性が否定できない者」として、40~74歳のHbA1cの値が6.0以上6.5%未満の男 性は10.0%(全国10.1%)、女性は8.4%(全国9.5%)となっています。*3

また、「血糖コントロール不良者」として、40~74歳の HbA1c の値が 8.0%以上の男性は 2.0% (全国 2.0%)、同女性は 0.8% (全国 0.8%) となっています。*3

「糖尿病治療継続者の割合」は、平成4年度健康づくり道民調査によると、「医療機関や健診で 糖尿病と言われたことがある」と回答した者のうち、「過去から現在にかけて継続的に治療を受け ている」または「過去に中断したことがあるが現在は受けている」と回答した者は63.3%(20歳 以上)と、前回調査とほぼ横ばいとなっており、約4割の方が必要な治療を受けていないことが推 測されます。

糖尿病性腎症による令和3年新規導入透析患者数は662人で、新規導入透析患者数の40.4%(全 国 40.2%) を占めています。また、令和3年糖尿病性腎症の年末透析患者数は6,109人で、年末 透析患者数全体の40.4%(全国39.6%)を占めています。*5

糖尿病は自覚症状がないまま進行するため、特定健診等での早期発見・治療とともに、良好な血 糖コントロールの実践による重症化予防、さらには合併症に関する対策を切れ目なく講じていく ことが重要です。

血糖値を適切にコントロールするためには、普段からの食生活が大切ですが、

令和4年度健康づ くり道民調査によると、「バランスのとれた食事をしている」と回答した者の割合は、20歳以上の 男性では28.8%、同女性では37.8%となっており、より一層の普及啓発を図ることが必要です。

【目標】

- 生活習慣の改善の重要性について普及啓発を進め、糖尿病が強く疑われる者の増加抑 制を目指します。
- 特定健康診査及び特定保健指導による早期発見、早期治療を進めます。
- 重症化予防のため、「治療継続による血糖値の適正な管理」の重要性についての意識を 高めます。
- *1 令和3年(2021年)北海道保健統計年報
- *2 平成27年人口動態特殊報告(厚生労働省)
- *3 NDB オープンデータ (厚生労働省)
- *4 HbA1c (ヘモグロビンエーワンシー) (NGSP 値) 過去1~3カ月の血糖値を反映した血糖値コントロールの指標
- *5 新規誘析導入患者数: 社団法人日本诱析医学会/統計調査委員会調べ わが国の慢性诱析療法の現況 2021

ウ 糖尿病

【現状と課題】

本道の平成27年の糖尿病による死亡者数は、698人で死亡数全体の1.2%(全国1.6%)を占め ※医療計画(糖尿病)及び医療費適正 ており、糖尿病の平成27年年齢調整死亡率(人口10万対)は、男女ともに全国値よりやや高く、 男性は5.8 (全国5.5)、女性は3.2 (全国2.5) となっています。*1

「糖尿病が強く疑われる者」について、40~74歳の男性は12.9%(全国20.1%)、女性は8.4% (全国 9.3%)、「糖尿病の可能性が否定できない者」について、男性は 9.4% (全国 15.5%)、女性 は8.1% (全国15.7%) となっています。*2*3

また、平成26年度特定健診結果のHbA1c値を男女別に見ると、「6.5%以上(受診勧奨判定値) 該当者は、男性は2万 9,150 人(8.5%)、女性は1万 2,181 人(3.8%)であり、「5.6%以上 6.5% 未満(保健指導判定値)」該当者は、男性は12万3,353人(36.0%)、女性は11万5,824人(36.6%) となっています。*4

「糖尿病治療継続者の割合」は、平成 28 年度健康づくり道民調査によると、「医療機関や健診で 糖尿病と言われたことがある」と回答した者のうち、「過去から現在にかけて継続的に治療を受け ている」または「過去に中断したことがあるが現在は受けている」と回答した者は 59.8% (20 歳 以上)と、前回調査とほぼ横ばいとなっており、約 40%の方が必要な治療を受けていないことが 推測されます。*2

糖尿病性腎症による平成 27 年新規導入透析患者数は 688 人で、新規導入透析患者数の 43.6% (全国 43.7%) を占めています。また、平成27年糖尿病性腎症の年末透析患者数は5,719人で、 年末透析患者数全体の39.1%を占めており、全国(38.4%)と同様に増加しています。*5

糖尿病は自覚症状がないまま進行するため、特定健診等での早期発見・治療とともに、治療を継 続し血糖コントロールを良好に維持することが必要です。

血糖値を適切にコントロールするためには、普段からの食習慣が大切です。普段、健康のため心がけている ことについては、平成28年度健康づくり道民調査によると、「食生活に気をつけている」と回答し た者の割合は、成人男性では56.2%、成人女性では68.4%となっており、前回調査をわずかに下 回っており、より一層の普及啓発を図ることが必要です。*2

【目標】

- 生活習慣の改善の重要性について普及啓発を進め、糖尿病が強く疑われる者の増加抑 制を目指します。
- 特定健康診査及び特定保健指導による早期発見、早期治療を進めます。
- 重症化予防のため、「治療継続による血糖値の適正な管理」の重要性についての意識を 高めます。
- *1 平成 27 年人口動熊調査
- *2 平成28年度健康づくり道民調査
- *3 平成 27 年国民·健康栄養調査
- *4 HbA1c (ヘモグロビンエーワンシー) (NGSP 値) 過去1~3カ月の血糖値を反映した血糖値コントロールの指標
- *5 新規透析導入患者数:社団法人日本透析医学会/統計調査委員会調べ わが国の慢性透析療法の現況 2015

化計画と整合

※健康づくり道民調査から NDB オー プンデータに変更 ※時点更新に併せ文言修正

【指標】

指標	現状値	目標値
糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数	662 人	635 人以下 (<u>R</u> 11)
糖尿病治療継続者の割合(20歳以上)	<u>63. 2%</u>	75.0%以上
血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合 (HbA1c が 8.0%以上の者) (40~74 歳)	1.44% 男性 2.02% 女性 0.78%	1.0%以下
糖尿病受診勧奨判定値に該当する者の割合 (空腹時血糖が 126mg/dl 以上の者) (40~74 歳)	男性 <u>9.1</u> % 女性 <u>3.3</u> %	男性 <u>8.4%以下</u> 女性 <u>3.1%以下</u>
(再掲)特定保健指導対象者の減少率 (メタボリックシンドロームの該当者及び予備 群の減少)(40~74歳)	該当者 <u>17.8</u> % 予備群 <u>12.1</u> %	R6 年度に比較し 25.0%減(R11)
(再掲) 特定健康診査の実施率 (40~74歳)	<u>45. 7</u> %	70.0%以上 (R11)
(再掲) 特定保健指導の実施率 (40~74歳)	<u>18.4</u> %	45.0%以上 (R11)

【今後の取組】

糖尿病の予防や重症化予防のため、市町村をはじめとした関係団体と連携し、生活習慣の 改善や血糖値の適正な管理と治療の重要性についての正しい知識の普及啓発、特定健康診査 の実施率の向上に向けて取り組みます。

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○喫煙の健康影響に関する情報提供 (ホームページ、健康教育教材の作成等)	道、市町村、関係団体
○禁煙相談や禁煙を希望する人に対する禁煙支援	道、市町村、 財係団体
○「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食事の 普及啓発	道、市町村、 村、 関係団体
○スーパーやコンビニと連携したバランスのとれた食生活の普及	道、関係団 体、企業
○糖尿病の疾患リスク、治療継続の必要性についての普及啓発	道、市町 村、 関係団体
○特定健康診査・特定保健指導従事者を対象とした人材育成のため の研修会の開催	道、関係団 体
○地域・職域連携推進協議会を活用した予防などの普及啓発、特定 健康診査の充実など糖尿病対策の推進	道、市町村、 財係団体

【指標】

指標	計画策定時	現状値	目標値
糖尿病腎症による年間新規透析導入患者 数	830 人	688 人	660 人以下 (目標値を更新)
糖尿病治療継続者の割合(20 歳以上)	59.6%	59.8%	64.0%以上
血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合 (HbA1c が 8.4%以上の者) (40~74歳)	1.09%	0.92%	0.8%以下 (目標値を更新)
糖尿病が強く疑われる者の割合 HbA1 c が NGSP 値 6.5%以上または現在 治療中の者 (40~74歳)	男性 14.8% 女性 7.1%	男性 12.9% 女性 8.4%	男性 19.7%以下 女性 9.0%以下 (増加率を半減)
特定保健指導対象者の割合の減少率 〈メタボリックシンドローム 該当者及び予備群)(40~74歳)	該当者 14.6% 予備群 12.9% (H20 数値)	該当者 15.3% 予備群 12.1%	H20 年度に比較し 25.0%減(H35)
特定健康診査の実施率(40~74歳)	32.6%	39.3%	70.0%以上 (H35) (目標値を更新)
特定保健指導の実施率(40~74歳)	12.0%	13.5%	45.0%以上 (H35)

【今後の取組】

糖尿病の予防や重症化予防のため、市町村をはじめとした関係団体と連携し、生活習慣の 改善や血糖値の適正な管理と治療の重要性についての正しい知識の普及啓発、特定健康診査 の実施率の向上に向けて取り組みます。

【主な事業の概要】

	事業の概要	実施主体
	○喫煙の健康影響に関する情報提供 (ホームページ、健康教育教材の作成等)	道、市町 村、 関係団体
	○禁煙相談や禁煙を希望する人に対する禁煙支援	道、市町村、 財係団体
	○「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食事の 普及啓発	道、市町 村、 関係団体
	○スーパーやコンビニと連携したバランスのとれた食生活の普及	道、関係団 体、企業
	○糖尿病の疾患リスク、治療継続の必要性についての普及啓発	道、市町 村、 関係団体
	○特定健康診査・特定保健指導従事者を対象とした人材育成のため の研修会の開催	道、関係団 体
	○地域・職域連携推進協議会を活用した予防などの普及啓発、特定 健康診査の充実など糖尿病対策の推進	道、市町 村、 関係団体

※目標値を更新 医療計画と整合 (現状から4%減)

※目標値を更新 (64.0%→75.0%国目標値と整合) ※目標及び目標値を更新 (国基本指針と整合)

※指標の変更 (全国並を目標)

※目標値及び計画終期を医療費適正 化計画に合わせ変更

エ COPD (慢性閉塞性肺疾患)

COPDは、主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを 主訴として緩徐に呼吸障害が進行します。肺気腫、慢性気管支炎などが含まれます。

【現状と課題】

本道の $\frac{6}{1.0}$ 本道の $\frac{6}{1.0}$ の $\frac{6}{1.0}$

<u>COPDの原因としては、50~80%程度にたばこの煙が関与し、喫煙者では 20~50%程度がCOPDを発症するとされていますが</u>、本道の喫煙率は全国と比べ過去から高く、長期的な喫煙は喫煙者本人のみならず、受動喫煙にさらされる人にとっても発症リスクを高めるほか、罹患率や死亡率の増加につながると予想されます。

また、COPDは男女ともに70歳以上の高齢者が死亡数の9割以上を占めていますが、令和4年度健康づくり道民調査によると、COPDの認知度は33.9%となっており、年齢が上がるにつれ、その認知度は減少傾向となっています。*2COPDの症状の進行は緩やかであるため、将来的な発症予防に向けては、壮年期や中年期に対する情報発信を行うことが必要です。

有病者においてはCOPDの治療の基本である「禁煙」により、予後の改善が期待できます。

【目標】

○ <u>COPDの疾患の認知度を高めるとともに、喫煙による影響の普及を図り、COPDの死亡率の減少を目指します。</u>

【指標】

指標	現状値	目標値
COPDの死亡率 (10 万人当たり)	<u>14. 6</u>	<u>10. 0</u>
COPDの認知度	<u>33. 9</u> %	80.0%以上
(再掲) 成人の喫煙率	20.1% 男性 28.1% 女性 13.2%	12.0%以下

【今後の取組】

COPDの死亡率を減少させるため、その名称や疾病の要因、病状などについて、普及啓発に取り組むとともに、その主な発症要因であるたばこ対策を一層推進します。

- *1 令和3年(2021)人口動態統計(確定数)(厚生労働省)
- *2 令和3年(2021年)北海道保健統計年報

エ COPD (慢性閉塞性肺疾患)

COPDは、主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを 主訴として緩徐に呼吸障害が進行します。肺気腫、慢性気管支炎などが含まれます。

【現状と課題】

本道の平成 27 年の COPD の死亡者数は、729 人となっており、死亡者全体の 1.2%を占め、人口 10 万人当たりでは 13.6 と、全国 12.6 と比べほぼ同様となっています。*1

※時点更新に併せ文言修正

率の増加につながると予想されます。
 平成 28 年度に一般社団法人GOLD日本委員会が行った調査によると、COPDの認知度は、
 <u>また、COPDは男女ともに 70 歳以上の高齢者が死亡数の9割以上を占めていますが、令和4</u> 25. 4%(全国 25. 0%)と全国とほぼ同水準であり、目標値に届いていないことから、引き続きCO ※現状値について追記

F度健康づくり道民調査によると、COPDの認知度は 33. 9%となっており、年齢が上がるにつ PDに関する知識の普及が必要です。*2

本道の喫煙率は全国と比べ過去から高く、長期的な喫煙による健康への影響と高齢化によって、今後、さらに罹患率や死亡率の増加が続くと予想され、また、COPDが肺の炎症性疾患であることが道民に十分に認知されていないことから、COPDに関するより一層の知識の普及が必要です。

COPDの発症予防と進行の防止は禁煙によって可能であり、早期禁煙は有効性が高いため、禁煙を支援する環境づくりが大切です。

【目標】

○ COPDという疾患の道民の認知を高めます。

※文言修正

【指標】

指標	計画策定時	現状値	目標値
COPDの認知度	なし	25.4%	80.0%以上
(再掲) 成人の喫煙率	24. 8%	24.7% 男性 34.6% 女性 16.1%	12.0%以下

※国の新基本方針 (P34~35) を踏ま え指標追加

※指標の追加(死亡率)

【今後の取組】

COPDについて、その名称や疾病の要因、病状などについて、普及啓発に取り組むとともに、 その主な発症要因であるたばこ対策を一層推進します。

※文言修正

- *1 平成27年人口動熊調査(厚生労働省)
- *2 一般社団法人 GOLD 日本委員会: COPD に関する認識・理解を高め、診断・予防方法の向上などを目的とした WHO (世界保健機構) と NHLBI (米国心臓、肺、血液研究所) の世界的な協働プロジェクト。

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○健康教育や特定健康診査の場のほか、ホームページやメディアなどを活用したCOPDに係る普及啓発	道、市町村
○禁煙相談や禁煙を希望する人に対する禁煙支援	道、市町村、 関係団体
○禁煙外来や相談できる医療機関等の増加促進	道、市町村、 関係団体
○第二種施設を対象に、屋内禁煙を促進する「北海道のきれいな 空気の施設」の登録推進	道、関係機関
○飲食店等 <u>をはじめと</u> する受動喫煙防止対策の強化	道、市町村、 関係団体
○医療関係団体などたばこ対策を推進する団体との連携による普 及啓発等の強化	道、市町村、 関係団体

③ 社会生活を営むために必要な生活機能の維持及び向上

社会生活を営むための必要な機能を維持するために、身体の健康とともに重要なものが、こころ の健康です。こころの健康は、個人の生活の質を大きく左右するものであり、全ての世代の健やか な心を支える社会づくりが大切です。

さらに、生涯にわたって健康を維持するためには、高齢化に伴う身体機能の低下を遅らせる取組 に加え、就業等の積極的な社会参加が重要であり、心身の両面から健康を保持することが、社会生 活を営むために必要な機能の維持及び向上につながります。

ア こころの健康

【現状と課題】

本道の令和3年の自殺者数は903人で、前年を上回り、自殺死亡率(10万人当たりの自殺者 数) は17.5 (全国16.5) で、全国を上回っています。*1

気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合は、8.4%(全国9.0%)とな っており、平成28年の9.8%(全国9.9%)に比べて、若干減少していますが、*2 令和4年度 健康づくり道民調査によると、「ストレスを多く感じる人の割合(20歳以上)」の割合は、67.1% と平成28年度の62.2%比べて増加しており、新型コロナウイルス感染症の流行下における人と の関わりや雇用形態をはじめとする様々な変化による影響も考えられます。

ストレスの軽減や自殺の背景にある「うつ病」等に対しては、適切な相談支援が必要ですが、 職場のメンタルヘルス対策については、労働安全衛生法が改正され、平成27年からメンタルヘ ルス不調を未然に防ぐため、事業者に対しストレスチェックの実施等が義務付けられ、道内の労 働者数 50 人以上の事業所のうち、84.4%の事業所で取組が実施されています。*3

道では、「自殺総合対策大綱」を踏まえ、本道の状況に応じた自殺対策を総合的に進めるため、 「第4期北海道自殺対策行動計画」(令和5年度~9年度)を策定しており、調和を図ることと しています。

ストレス軽減や心の健康づくりの観点から笑いが健康にもたらす効果に着目し、その普及啓 発を図るため、平成28年8月8日に「道民笑いの日」を制定し、講演会等を開催しています。 (削除)

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○健康教育や特定健康診査の場のほか、ホームページやメディア などを活用したCOPDに係る普及啓発	道、市町村
○禁煙相談や禁煙を希望する人に対する禁煙支援	道、市町村、 関係団体
○禁煙外来や相談できる医療機関等の増加促進	道、市町村、 関係団体
○受動喫煙防止のための「おいしい空気の施設推進事業」の登録 推進	道
○飲食店等に対する受動喫煙防止対策の強化	道、市町村、 関係団体
○医療関係団体などたばこ対策を推進する団体との連携による普 及啓発等の強化	道、市町村、 関係団体

(下記(2)は第3章の2の(2)から移動)

(2) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

社会生活を営むための必要な機能を維持するために、身体の健康とともに重要なものが、こころ の健康です。こころの健康は、個人の生活の質を大きく左右するものであり、全ての世代の健やか な心を支える社会づくりが大切です。

また、幼児期からの健康づくりの取組を通じ、将来を担う次世代の健康を支える必要がありま す。さらに、生涯にわたって健康を維持するため、高齢化に伴う身体機能の低下を遅らせる取組に 加え、就業等の社会参加が重要です。

ア こころの健康

【現状と課題】

本道の自殺者(10万人当たり)は、平成10年に26.7(全国25.4)と急増しましたが、その 後減少を続け、平成27年は19.5 (全国18.5)、平成28年は17.5 (全国16.8) となっており、 全国を上回っています。*1

気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合は、平成28年国民生活基礎 調査によると、9.8%(全国 9.9%)となっており、平成 22 年 8.2%に比べて、若干増加してお り、自殺の原因となる様々なストレスの軽減や自殺の背景にある「うつ病」等に対して、適切な 相談支援が必要です。

職場のメンタルヘルス対策については、労働安全衛生法が改正され、平成27年からメンタル ヘルス不調を未然に防ぐため、事業者に対しストレスチェックの実施等が義務付けられました。 北海道労働局が、平成28年8月に行った調査結果によると、道内の労働者数50人以上の事業所 のうち、80.7%の事業所で何らかのメンタルヘルス対策の取組が実施されています。

道では、「自殺総合対策大綱」を踏まえ、本道の状況に応じた自殺対策を総合的に進めるため、 「第2期北海道自殺対策行動計画」(平成25年度~平成29年度)「第3期北海道自殺対策行動計 画」(平成30年度~34年度)を策定しており、調和を図ることとしています。

ストレス軽減や心の健康づくりの観点から笑いが健康にもたらす効果に着目し、その普及啓発 を図るため、平成28年8月8日に「道民笑いの日」を制定し、講演会等を開催しています。

様々な子どものこころの問題に対応する小児科医や精神科医、心療内科医の配置状況は、平成 | ※国新基本方針の指標からの削除に 22 年小児人口 10 万人当たり 201.1 人に比べ、平成 27 年は 221.7 と増加しています。*2

※現状の取組に合わせた文言修正

※国の新基本方針に合わせた並びに

※自殺対策行動計画と整合 ※時点更新に伴う文言修正

伴い記載削除

【目標】

○ 精神保健相談などを通じ、ストレス要因の軽減や対応を適切に行い、こころの健康の保持・ 増進を図ります。

【指標】

指標	現状値	<u>目標値</u>
自殺死亡率(人口 10 万対)	17. 5	12.1以下 <u>(R9)</u>
気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛 を感じている者の割合 (20歳以上)	8.4%	7.4%以下
メンタルヘルスに関する措置を受けられる 職場の割合 全業種 (50 名以上) 特定 6 業種 (30~49 人) (2023 年から)	<u>84.4%</u> (公表前)	100% (H32) (公表前)

(指標削除)

【今後の取組】

こころの健康に関する相談窓口の充実など、こころの健康づくりを進めるとともに、 自殺予防に関する普及啓発に努めます。

職場におけるメンタルヘルス対策の促進のほか、地域や学校におけるこころの健康づくりの相談体制を推進するため、ボランティアの活動促進に取り組みます。

市町村、企業等と連携し、笑いによる健康づくりの普及啓発に取り組みます。

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○こころの健康に関する相談窓口の充実	道、市町村、関係団体
○市町村における自殺予防対策の取組に対する技術的支援	道
○職場における相談・研修や職場復帰支援のための取組の促進	道
○地域・職域連携推進事業の実施	道
○保健・医療・福祉関係者や教職員等、様々な分野におけるゲートキーパー*4の養成	道、市町村、教育関係者
○笑いによる健康づくりの普及啓発	道、市町村、企業

笑いの日みんわらウィークコラム

- *1 令和3年(2021)人口動態統計(確定数)(厚生労働省)
- *2 令和元年国民生活基礎調査
- *3 北海道労働局 行政運営方針
- *4 ゲートキーパー:自殺のリスクの高い人の早期発見・早期対応を図るため、自殺のサインに気づき、話を聞き、必要に 応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人材

【目標】

○ 精神保健相談などを通じ、ストレス要因の軽減や対応を適切に行い、こころの健康の保持・ 増進を図ります。

【指標】

【1日757】			
指標	計画策定時	現状値	目標値
自殺者数 (人口 10 万人当たり)	25. 4	17.5 (H28)	12.1以下 (H39) (目標値を更新)
気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合 (20歳以上)	8. 2%	9.8%	7.4%以下
メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割 合	100 人以上 91.2%	【参考】*3 50 人以 80.7%	100% (H32)
小児科医・精神科医・心療内科医数の割合 (小児人口 10 万人当たり)	201. 1	3 科合計 221.7	増加

※自殺対策行動計画と整合、目標値及び計画終期を変更

※職場におけるメンタルヘルスの措置については、労働安全衛生法で法制化を受け指針から削除。(現状 84.4%) (代替指標検討)

※精神科等医数の割合については、目標達成を受け指標から削除。

【今後の取組】

こころの健康に関する相談窓口の充実など、こころの健康づくりを進めるとともに、自 殺予防に関する普及啓発に努めます。

職場におけるメンタルヘルス対策の促進のほか、地域や学校におけるこころの健康づくりの相談体制を推進するため、ボランティアの活動促進に取り組みます。

市町村、企業等と連携し、笑いによる健康づくりの普及啓発に取り組みます。

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○こころの健康に関する相談窓口の充実	道、市町村、関係団体
○市町村における自殺予防対策の取組に対する技術的支援	道
○職場における相談・研修や職場復帰支援のための取組の促進	道
○地域・職域連携推進事業の実施	道
○保健・医療・福祉関係者や教職員等、様々な分野におけるゲートキーパー*4の養成	道、市町村、教育関係者
○笑いによる健康づくりの普及啓発	道、市町村、企業

笑いの日みんわらウィークコラム

- *1 人口動態統計(厚生労働省)
- *2 医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)
- *3 労働安全衛生法の改正により当面 50 人以上の事業所に、ストレスチェックの実施が事務付けられたことによる人数の変更
- *4 ゲートキーパー:自殺のリスクの高い人の早期発見・早期対応を図るため、自殺のサインに気づき、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人材

(下記(1)は第3章の2の(1)から移動)

イ 高齢者の健康

【現状と課題】

本道の介護保険サービスの利用者(要支援・要介護者)については、令和元年度介護保険事業状 況報告月報 (暫定) によると、延べ33万7,832人となっています。

また、令和22年度の推計は、市町村におけるサービスの利用意向や利用実態等を勘案した数値 を道全体で積み上げた結果、45万9,809人となっています。

要介護状態となった原因としては、令和元年国民生活基礎調査によると認知症が17.6%を占め、 次いで脳血管疾患が 16.1%となっていますが、高齢による衰弱、転倒骨折など、生活機能の低下 │次いで脳血管疾患が 16.6%となっていますが、高齢による衰弱、転倒骨折など、生活機能の低下 をきたすものも多くなっています。

肥満の割合は、65~74歳男性では38.2%(前年度36.8%)、同女性では26.0%(前年度25.0%) と前年度に比べ、増加傾向にありますが、一方で、高齢期のやせや低栄養は、要介護や死亡のリス 25.3%)、女性では32.5%(全国23.8%)と全国平均に比べ、高い状態にありますが、一方で、高 クとなるため、適正体重の維持や低栄養の回避も重要です。*1

また、高齢期において、咀嚼機能の良否は食生活への影響だけでなく健康感や運動機能との関連 性を有するといわれており、口腔機能の低下を防ぐことが大切です。

平均歩数については、令和4年度健康づくり道民調査によると、65歳以上の男性では5,795歩 (前回 5,395 歩)、女性では 4,890 歩(前回 4,915 歩)となっています。歩数の低下は、「ロコモテ │いことから、高齢者の健康づくりにおいては、これらの概念の普及や身体活動や体力の維持に向け ィブシンドローム」*²との関連が深いことから、高齢者の健康づくりにおいては、これらの概念 │た取組が大切です。 の普及や身体活動や体力の維持に向けた取組が大切です。

【目標】

○ 高齢者の健康づくりを進めます。

【指標】

指標	現状値	目標値
適正体重を維持している者 ア 65 歳以上の肥満の割合 (BMI25 以上) イ 65 歳以上のやせ傾向の割合 (BMI20 以下)	男性 <u>38.2</u> % 女性 <u>26.0</u> % 男性 <u>7.4</u> % 女性 <u>20.2</u> %	減少
骨粗鬆症検診受診率の向上	(確認中)	<u>15%</u>
(再掲)日常生活における歩数 65歳以上の日常生活における歩数	男性 <u>5,795</u> 歩 女性 <u>4,890</u> 歩	男性 7,000 歩以上 女性 6,000 歩以上
<u>(再掲)</u> 口腔機能の維持・向上 60 歳代における咀嚼良好者の割合	<u>70. 3</u> %	80.0%以上

【今後の取組】

高齢者の健康づくりを進めるため、社会参加を促進するほか、

運動、口腔機能や適正体重の維持の普及啓発に取り組みます。

(下記(1)は第3章の2の(1)から移動)

ウ 髙齢者の健康

【現状と課題】

本道の介護保険サービスの利用者(要支援・要介護者)については、平成28年度介護保険事業 状況報告月報(暫定)によると、延べ27万2,514人となっています。

また、平成32年度の推計は、市町村におけるサービスの利用意向や利用実態等を勘案した数値 を道全体で積み上げた結果、35万3,704人となっています。

要介護状態となった原因としては、平成28年国民生活基礎調査によると認知症が18.0%を占め をきたすものも多くなっています。

肥満の割合は、平成 28 年度健康づくり道民調査によると、65 歳以上の男性では 38.4% (全国 齢期のやせや低栄養は、要介護や死亡のリスクとなるため、適正体重の維持や低栄養の同避も重要

また、高齢期において、咀嚼機能の良否は食生活への影響だけでなく健康感や運動機能との関連 性を有するといわれており、口腔機能の低下を防ぐことが大切です。

平均歩数については、平成28年度健康づくり道民調査によると、65歳以上の男性では5,395歩、 女性では 4.915 歩となっています。歩数の低下は、「ロコモティブシンドローム」*2 との関連が深

【目標】

○ 高齢者の健康づくりを進めます。

【指標】

指標	計画策定時	現状値	目標値
適正体重を維持している者 ア 65歳以上の肥満の割合 (BMI25以上) イ 65歳以上のやせ傾向の割合 (BMI20以下)	男性 38.1% 女性 37.3% — —	男性 38. 4% 女性 32. 5% 男性 10. 8% 女性 14. 9%	減少 (目標値を追加)
65歳以上の日常生活における歩数	男性 5, 968 歩	男性 5, 395 歩	男性 7,000 歩以上
	女性 4, 799 歩	女性 4, 915 歩	女性 6,000 歩以上
口腔機能の維持・向上	83.4%	【参考】	80%以上
60 歳代における咀嚼良好者の割合		66.8%* ³	(目標値を更新)

【今後の取組】

高齢者の健康づくりを進めるため、社会参加を促進するほか、

運動、口腔機能や適正体重の維持の普及啓発に取り組みます。

※北海道高齢者保健福祉計画·介護保 健事業支援計画と整合 ※時点更新に併せ文言修正

※健康づくり道民調査から NDB オー プンデータに変更

※国の新基本方針(P42)を踏ま指標 追加

【主か事業】

事業の概要	実施主体
○老人クラブが行う社会奉仕活動や健康づくりへの支援	関係団体
○社会活動や仲間づくりを支援する「明るい長寿社会づくり推進事業」の 推進	関係団体
○「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食事の普及啓 発	道、市町村、 関係団体
○スーパーやコンビニと連携したバランスのとれた食生活の普及	道、関係団体、企業
○ウォーキングやノルディックウォーキングの普及啓発	道、市町村、 関係団体
○かかりつけ歯科医における定期的歯科 <u>受診(健診とプロフェッショナルケア)</u> の推進	関係団体
○ロコモティブシンドロームの普及啓発	道、市町村、 関係団体

*1 NDB オープンデータ (厚生労働省)

*2 ロコモティブシンドローム:

運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態をいう

(2) 健康を支え、守るための社会環境の整備

【現状と課題】

健康を支え、守るための社会環境の整備には、行政機関を<u>はじめ</u>道民の健康づくりを支援する団体の活動や企業の活動等多様な実施主体による取組みが重要です。

道内においては、医師会をはじめ、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、北海道健康づくり財団などの団体があり、その専門性を生かし、健康づくりに関する情報提供などを<u>行っている</u> <u>ほか、</u>健康づくりに取り組む企業や NPO 等が、道民の健康づくりを支える様々な活動を行っています。

<u>また、</u>健康経営の概念のもと、定期的な健康診断の実施や受動喫煙防止対策等、健康づくりの充実向上に努める企業や、道と連携協定を締結し道民の健康づくりに取り組む企業も増加しています。従業員の生活習慣改善支援など健康的な職場環境の整備に取組む事項を宣言する「健康事業所宣言」を協会けんぽ北海道支部と連携し促進するほか、地域・職域連携推進事業により、地域保健や職域保健が連携し健康づくりに取組むことが必要です。

道では、平成 18 年から北海道医師会をはじめ 60 の団体と「北海道健康づくり協働宣言」を行い、これら団体とともに健康づくりを推進してきましたが、今後、道民の健康的な行動をより一層促進するため、登録団体や企業、NPO 等を増やしていくこと必要です。

<u>また、道では、道民一人ひとりが「自らの健康は自らの手で」という自覚と認識を高めるために</u> 10月3日を「道民健康づくりの日」(平成8年5月29日制定)とし、普及啓発を行っています。

さらに、健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向けては、健康無関心層を含む幅 広い層へのアプローチが必要であり、個人が無理なく自然に健康な行動をとることができるよう スーパー、コンビニ、食品製造業などと連携した個人の食生活を支援する食環境の整備や、家庭、 職場、飲食店その他多くの人が利用する施設での受動喫煙防止を進める必要があります。

【主な事業】

事業の概要	実施主体
○老人クラブが行う社会奉仕活動や健康づくりへの支援	関係団体
○社会活動や仲間づくりを支援する「明るい長寿社会づくり推進事業」の 推進	関係団体
○「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれた食事の普及啓 発	道、市町村、 関係団体
○スーパーやコンビニと連携したバランスのとれた食生活の普及	道、関係団体、企業
○ウォーキングやノルディックウォーキングの普及啓発	道、市町村、 関係団体
○かかりつけ歯科医における定期的歯科健診と機械的歯面清掃等プロフェッショナルケアの推進	関係団体
○ロコモティブシンドロームの普及啓発	道、市町村、 関係団体

- *1 平成 27 年国民健康·栄養調査(厚生労働省)
- *2 ロコモティブシンドローム: 運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態をいう
- *3 調査方法の変更による参考値

(下記(3)は第3章の2の(3)から移動)

(3) 健康を支え、守るための社会環境の整備

【現状と課題】

健康を支え、守るための社会環境の整備には、行政機関のみならず、道民の健康づくりを支援する団体の活動や企業の活動等多様な実施主体による取組みが重要です。

道内においては、医師会をはじめ、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、北海道健康づくり財団などの団体があり、その専門性を生かし、健康づくりに関する情報提供などを行い、地域の健康づくりを支援しています。また、健康づくりに取り組む企業やNPO等が、道民の健康づくりを支える様々な活動を行っています。

さらに、従業員の健康に配慮することによって、経営面においても成果が期待できるという「健康経営®」の概念のもと、定期的な健康診断の実施や受動喫煙防止対策等の健康づくりの充実向上に努める企業も増加しています。

道では、北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」を推進するため、平成 18 年から北海道医師会をはじめ 56 の団体と「北海道健康づくり協働宣言」を行い、これら団体とともに健康づくりを推進してきましたが、今後、道民の健康的な行動をより一層促進するため、登録団体や企業、NPO等を増やしていくことが必要です。

また、従業員の生活習慣改善支援など健康的な職場環境の整備に取組む事項を宣言する「健康事業所宣言」を協会けんぽ北海道支部と連携し促進するほか、地域・職域連携推進事業により、地域保健や職域保健が連携し健康づくりに取組みます。

※国の新基本方針に合わせた並びに 整理

※民間企業との連携協定締結について 追記

※国の新基本指針 (P12) を踏まえた 追記

(基本指針 第2の3 (2))

【目標】

- 「北海道健康づくり協働宣言」団体の登録の増加を図る<u>とともに、これらの団体と協働し道</u> 民の健康づくりを推進します。
- 健康無関心層を含む幅広い層が、自然に健康な行動をとることができるよう、食生活を支援 する環境の整備や受動喫煙防止の取組を進め社会環境の整備を図ります。

【指標】

指標	現状値	目標値			
健康づくりに関する普及啓発や相談など道 民の健康づくりを支える「北海道健康づく り協働宣言」団体の登録数	<u>60 団体</u>	増加			
自然健康になれる環境づくり					
(再掲)日常生活で受動喫煙の機会を 有する者の割合	<u>家庭 5.4%</u> 職場 13.3% 飲食店 17.0%	受動喫煙ゼロの 実現			
(再掲)「ほっかいどうヘルスサポートレストラン」登録店舗数	<u>(集計中)</u>	<u>増加</u>			

【今後の取組】

自主的に健康づくりの活動を行う団体の増加を図り、社会全体が相互に支え合う環境の整備に取り組みます。企業や各種団体に対し、「北海道健康づくり協働宣言」団体への登録を推奨し、これらの団体と協働し道民の健康づくりに取り組みます。

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○道民の健康づくりを支える「北海道健康づくり協働宣言」団体の 登録の推進及び連携事業の実施	道、関係団体
○協会けんぽ北海道支部と連携した健康事業所宣言の登録促進	道、関係団体、
○従業員の健康保持・増進に取組む企業等の情報収集・発信	道、市町村、関係 団体

協働宣言団体企業

*1 NDB オープンデータ (厚生労働省)

【目標】

○ 「北海道健康づくり協働宣言」団体の登録の増加を図ります。

※国の新基本指針 (P12) を踏まえた 追記

(基本指針 第2の3(2))

【指標】

指標	計画策定時	現状値	目標値
健康づくりに関する普及啓発や相談など道民の健康づくり	45 団体	56 団体	増加
を支える「北海道健康づくり協働宣言」団体の登録数	40 団体	50 団体	た日ハル

【今後の取組】

自主的に健康づくりの活動を行う団体の増加を図り、社会全体が相互に支え合う環境の整備に取り組みます。企業や各種団体に対し、「北海道健康づくり協働宣言」団体への登録を推奨し、これらの団体と協働し道民の健康づくりに取り組みます。

【主な事業の概要】

事業の概要	実施主体
○道民の健康づくりを支える「北海道健康づくり協働宣言」団体の 登録の推進	道、関係団体
○協会けんぽ北海道支部と連携した健康事業所宣言の登録促進	道、関係団体、
○健康マイレージ導入に向けた支援	道、関係団体
○従業員の健康保持・増進に取組む企業等の情報収集・発信	道、市町村、関係 団体

協働宣言団体企業 ・マイレージ ※現状の取組(「北海道健康づくり協働宣言」団体との事業促進)を踏ま え追記

※現状の取組を踏まえ主な事業から 削除(健康マイレージ)

(3) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

健康状態や健康課題は、性別や年代、生活状況などにより異なることや、幼少期からの生活習慣や健康状態は、成長してからの健康状態に影響を与えること、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることなどから、胎児期、幼少期、思春期、青年期およびその後の成人期、高齢期に至るまでの生涯を経時的に捉えた健康づくり(ライフコースアプローチ)の観点を取り入れることが重要です。

【現状と課題】

本道の「朝食を毎日食べている」児童の割合は、令和4年度全国学力・学習状況調査によると、小学6年生で 81.5%と、目標の 100%には達していないほか、本道における肥満傾向児の出現率は、幼児期で4.55%(全国3.66%)、学童期で15.92%(全国10.96%)と全国を上回っています。 習慣的に朝食を食べることは、心身の健全な成長のために不可欠であり、この時期の食習慣は大人になってからの食生活に影響を与えることから、規則正しい食習慣の重要性について啓発することが大切です。*1

(削除)

また、本道の喫煙経験のある 20 歳未満の者の割合 (過去 1 か月間) は、令和 5 年に道が実施した調査によると、中学 1 年生の男子では 0.3%、同女子では 0.1%、高校 3 年生の男子では 1.8%、同女子では 0.4%となっています。飲酒経験のある 20 歳未満の者の割合 (過去 1 か月間) は、同調査によると、中学 3 年生の男子では 0.6%、同女子では 0.6%、高校 3 年生の男子では 5.3%、同女子では 3.5%となっています。*2

本道の全出生数中の低体重児の割合については、9.5%(全国 9.4%)と全国をわずかに上回っています。*3胎児期における栄養状態が、成人期の糖尿病、冠動脈疾患などその後の健康状態や疾病に影響し、生涯にわたる影響を及ぼす可能性があることも指摘されており、妊娠期をはじめ女性の適正体重の維持が重要です。また、低体重児の出生に影響をあたえる妊娠中の喫煙や飲酒について、普及啓発を行うことが必要です。

本道の女性の喫煙率は13.2%(前回16.1%)と減少傾向にありますが、全国(7.7%)と比較すると大幅に高くなっており、特に次世代への健康影響が大きい妊娠中では3.8%、育児中(母)では6.7%となっています。*4*5

また、生活習慣病のリスクを高める量(1日当たりの純アルコール摂取量が 20g 以上)を飲酒している女性は 15.7% (前回 12.0%) と増加傾向にありますが、妊婦の飲酒率 1.4% (前回 1.4%) と横ばいとなっています。*5*6

一般に女性は男性に比べて肝臓障害等の飲酒による臓器障害をおこしやすく、アルコール依存 症に至るまでの期間も短いことが知られていることから、積極的な普及啓発を行うことが重要で す。

【目標】

- 適正な食習慣や運動習慣を有する子どもの割合を増やします。
- 妊娠期をはじめ女性の適正体重の維持や喫煙、飲酒習慣の改善を進めます。

(下記「イ」は第3章の2の(2)の「イ」から移動)

イ 次世代の健康

【現状と課題】

小学生の生活習慣について、平成28度全国学力・学習状況調査によると、「朝食を毎日食べていますか」の設問に対して、食べていると回答した児童の割合は、小学6年生で84.9%となっています。

朝食を欠かさず食べることは、心身の健全な成長のために不可欠な習慣であり、この時期の食習慣は大人になってからの食生活に影響を与えることから、規則正しい食習慣の重要性について引き続き啓発することが大切です。

平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、「体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上」と答えた子どもの割合は、小学5年生男子で93.1%、女子で88.5%となっています。子どもの体力は、健康の保持増進や学習意欲などにも関わることから、学校生活や家庭生活を通じ、日頃から運動に親しむことが重要です。

全出生数中の低体重児の割合については、平成28年人口動態統計によると9.2%(全国9.4%)と全国をわずかに下回っています。妊娠中の喫煙や飲酒は低体重児の出生に大きく関与しており、妊産婦*1の喫煙や飲酒習慣の改善が必要です。

【目標】

- 適正な食習慣や運動習慣を有する子どもの割合を増やします。
- 妊娠前・妊娠期における適正体重の維持や喫煙、飲酒習慣の改善を進めます。

※国の新基本指針 (P13) を踏まえた 追記

(基本指針 第2の4)

※国の新基本方針に合わせた並びに 整理

【地插】

指標 現状値 目標値 健康な生活習慣を有する子どもの割合 ア 朝食を摂取する児童の割合 (小学 6 年 生) ター	の児 食を こと
ア 朝食を摂取する児童の割合 (小学 6 年生) 81.5% すべての 童が朝倉 食べるこ をめざす	食を こと
ア 朝食を摂取する児童の割合(小学6年生) 81.5% 童が朝食食べるこをめざす	食を こと
	f
イ 幼児・児童・生徒における肥満傾向児 4.55% の減少 児童 15.92%	中)
(再掲) 20 歳未満の者の喫煙をなくす (喫煙経験のある 20 歳未満の者の割合(過去1か月間))	
ア 中学1年生 男子 0.3% 女子 0.1%	
イ 高校3年生 男子1.8% 女子0.4%	
(再掲) 20 歳未満の者の飲酒をなくす (飲酒経験のある 20 歳未満の者の割合(過去1か月間))	
ア 中学3年生 男子 0.6% 女子 0.6% 女子 0.6%	
イ 高校3年生 男子5.3% 女子3.5% 0%	
適正体重の子どもの割合 全出生数中の低出生体重児の割合 <u>9.5</u> % 減少	
(再掲)女性の喫煙率(20歳以上) 13.2% 以下	_
(再掲) 近婦の喫煙率 3.8% 0%	
<u>(再掲)</u> 産婦の喫煙率 <u>6.7</u> % 0%	
(再掲) 妊婦の飲酒率 1.4% 0%	

- *1 令和3年学校保健統計調查
- *2 令和5年度健康に関するアンケート調査(道調査)
- *3 令和3年(2021)人口動態統計(厚生労働省)
- *4 令和元年国民生活基礎調査
- *5 令和3年度北海道母子保健報告システム
- *6 令和4年度健康づくり道民調査

【今後の取組】

子どもの発育や健康な生活習慣を形成するため、市町村、教育関係者、家庭、地域、関 係団体と連携しながら健康教育等の促進など健康づくりに取り組みます。

妊娠期をはじめ女性の適正体重の維持や喫煙防止、適正飲酒など、生活習慣の改善につ いて普及啓発を進めます。

【指標】

指標	計画策定値	現状値	目標値
健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有する子ど			
もの割合			
ア 朝食を摂取する児童の割合(小学6年生)	85.9%	84.9%	すべての児童 が朝食を食べ ることをめざ す
イ 「体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上」と答えた児童の割合	男子 88.9% 女子 78.9%	【参考】*2 男子 93.1% 女子 88.5%	100%
適正体重の子どもの割合 全出生数中の低出生体重児の割合	9.8%	9. 2%	減少
妊婦の喫煙率	10.1%	6.3%	0%
産婦の喫煙率	13.2%	8.4%	0%
妊婦の飲酒率	4. 7%	1.4%	0%

※国の新基本方針 (P39~40) を踏ま えこどもに関する指標の追加

※国の新基本方針 (P39~40) を踏ま えこども、女性に関する指標の再掲

- *1 妊産婦:母子保健法において「妊産婦」とは、妊娠中または出産後1年以内の女子をいう
- *2 調査方法の変更による参考値

【今後の取組】

子どもの発育や健康な生活習慣を形成するため、市町村、教育関係者、家庭、地域、関 係団体と連携しながら健康教育等の促進など健康づくりに取り組みます。

妊娠前、妊娠後における適正体重の維持や喫煙防止など生活習慣の改善について普及啓 ※文言修正 発を進めます。

【主な事業の概要】

「上はず木が院女」	
事業の概要	実施主体
○食に関する知識と望ましい食習慣の育成のため、早寝早	教育関係者、企業
起き運動の普及	教育関係在、正未
○「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれ	道、市町村、
た食事の普及啓発	関係団体
○「ほっかいどうヘルスサポートレストラン」の登録推進	道
○学校・家庭・地域が連携を深めながら、手軽な運動の普	
及や運動に親しむ機会をつくるなど、体力・運動能力の向	教育関係者
上の取組の促進	
○地域における食育の推進に向けた北海道食育コーディ	道
ネーターの派遣	坦
○生涯を通じた女性の健康の保持増進を目的とする「女性	道
の健康サポートセンター事業」の相談体制の充実	坦
○妊産婦や女性に対するたばこが及ぼす健康影響への普	道、市町村、
及啓発の推進	関係団体

【主な事業の概要】

l	事業の概要	実施主体
	○食に関する知識と望ましい食習慣の育成のため、早寝早 起き運動の普及	教育関係者、企業
l	○「北海道版食事バランスガイド」によるバランスのとれ	道、市町村、
l	た食事の普及啓発	関係団体
١	○栄養成分表示の店(ヘルシーレストラン)の登録推進	道
	○学校・家庭・地域が連携を深めながら、手軽な運動の普及や運動に親しむ機会をつくるなど、体力・運動能力の向上の取組の促進	教育関係者
	○地域における食育の推進に向けた北海道食育コーディ ネーターの派遣	道
	○生涯を通じた女性の健康の保持増進を目的とする「女性 の健康サポートセンター事業」の相談体制の充実	道
١	○妊産婦や女性に対するたばこが及ぼす健康影響への普	道、市町村、
	及啓発の推進	関係団体

※現状の取組に合わせた修正

(4) 健康寿命の延伸

目標値については、平均寿命と健康寿命との差に着目して設定します。

本道の令和元年の平均寿命*1については、男性では<u>80.80</u>年、女性では<u>87.10</u>年、健康寿命*2については、男では<u>71.60</u>年、女性では<u>75.03</u>年となっており、平均寿命と健康寿命との差は、男性では<u>9.20</u>年、男性では12.07年と、なっており、横ばいの状態です。

<u>超高齢化社会にあって、</u>道としては、これまで述べてきた<u>3</u>つの基本的な方向に沿った <u>15</u>の領域における具体的な取組を進め、<u>全ての道民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実</u>現に向け、健康寿命の延伸を目指します。

【目標】

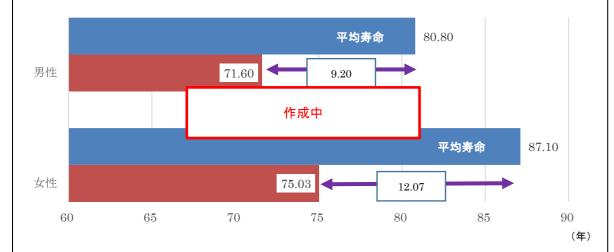
○ 健康寿命の延伸を目指します。

H22~男女別にグラ フを並べる

【指標】

指標	H22	H25	現状値	目標値
健康寿命(日常生活に制限のない期間)	男性 70.03 年	男性 71.11 年	男性 71.60 年	中山
健康寿命(日吊生品に制限のなり期間)	女性 73.19 年	女性 74.39 年	女性 <u>75.03</u> 年	増加
平均寿命と健康寿命との差	男性 9.17年	男性 8.76 年	男性 9.20年	\.
平均寿命と健康寿命との左	女性 12.97 年	女性 11.88 年	女性 <u>12.07</u> 年	減少

図 14 平均寿命と健康寿命の差



- *1 平均寿命: 0歳の平均余命 平成25年北海道保健統計年報(厚生労働省 簡易生命表)
- *2 健康寿命:健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(日常生活に制限のない期間) 厚生労働科学研究費補助金による「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用効果に関する研究」

(5) 健康寿命の延伸

目標値については、平均寿命と健康寿命との差に着目して設定します。

本道の平成 25 年の平均寿命*1については、男性では 79.87 年、女性では 86.27 年、健康寿命*2については、男性では 71.11 年、女性では 74.39 年となっており、平均寿命と健康寿命との差は、男性では 8.76 年、女性では 11.88 年となっています。

道としては、これまで述べてきた4つの基本的な方向に沿った14の領域における具体的な取組を進め、健康寿命の延伸を目指します。

【目標】

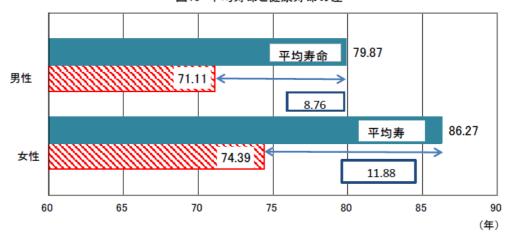
○ 健康寿命の延伸を目指します。

【指標】

指標	計画策定値	現状値	目標値
健康寿命 (日常生活に制限のない期間)	男性 70.03 年 女性 73.19 年	男性 71.11 年 女性 74.39 年	増加
平均寿命と健康寿命との差	男性 9.17 年 女性 12.97 年	男性 8.76 年 女性 11.88 年	減少

図10 平均寿命と健康寿命の差

図10 平均寿命と健康寿命の差



- *1 平均寿命: 0歳の平均余命 平成25年北海道保健統計年報(厚生労働省 簡易生命表)
- *2 健康寿命:健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(日常生活に制限のない期間) 厚生労働科学研究費補助金による「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用効果に関する研究」

※時点更新に併せ文言修正

第4章 健康づくりの推進

1 進行管理と計画の評価

本計画(改訂版)では、道民の生活に身近な健康に関して、15 領域にわたり 46 項目の目標の設 定を行いました。計画の評価にあたっては、健康を取り巻く社会環境や道民の健康状態の変化、目 標値の達成状況を把握するため、概ね6年を目途に実態調査を行い、その結果を踏まえ計画を見直 します。

また、医療・保健等各種統計情報等を活用するなどして、道民の健康状態や地域の社会資源の把 握を行うともに、「北海道医療計画」や「北海道医療費適正化計画」のほか、「北海道受動喫煙防止 対策推進プラン」、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「北海道がん対策推進計 画」、「北海道循環器対策推進計画」、「北海道歯科保健医療推進計画」、「北海道自殺対策行動計画」、 「北海道アルコール健康障害対策推進計画」と整合性を図りながら、必要に応じ目標値の見直しを 行います。

なお、広域な本道の健康課題に対応し効果的な推進体制を構築するため、引き続き第二次医療圏 進します。

2 役割分担

(1) 道

道は、市町村や医療関係団体をはじめ、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、健康づ くりに取り組む団体などと連携を強化し、本計画が目指す「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」 の実現に向け、道民の健康増進のための取組を一体的に推進します。

広域な本道の健康課題に対応し効果的な健康づくりを推進するため、生活習慣病に関連する死 亡や特定健康診査・問診等のデータ等を活用し、地域における健康課題を定期的に明らかにすると ともに、先進的な取組の情報収集、横展開の促進など健康格差の縮小に向け取り組みます。

また、本計画の推進に当たっては、北海道健康づくり推進協議会や地域・職域連携推進部会、受 動喫煙防止対策専門部会等を活用し、関係者の役割分担や連携のもと、取組の推進方策を検討して いきます。

このほか、地域の健康課題に対応し保健所は、第二次保健医療福祉圏ごとに北海道健康増進計画 を踏まえた行動計画を作成し、市町村健康増進計画の策定及び計画推進のため市町村や医療保険 者に対する支援を行うほか、地域の健康や生活習慣の状況の把握に努めるとともに、地域の実情に 応じた推進体制の構築を図ります。

(2) 市町村

市町村は、住民の健康づくりを担う最も身近な行政機関として、道をはじめ他の行政機関や関係 団体などと連携を図り、健康づくりの推進に関する市町村健康増進計画の策定に努めることとし ます。市町村が行う健康増進事業について、市町村健康増進計画において位置付け、定期的に評価 を行うとともに、地域住民の主体的な健康づくりへの参加を促すこととします。

また、保健事業の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として実施する保健事業と事業実施 者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険事業計画及び食 **育計画及びその他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮することとします。**

第4章 健康づくりの推進

1 進行管理と計画の評価

本計画(改訂版)では、道民の生活に身近な健康に関して、14 領域にわたり 46 項目の目標の設 定を行いました。計画の最終評価にあたっては、健康を取り巻く社会環境や道民の健康状態の変 化、目標値の達成状況を把握するため、5年を目途に実態調査を行い、その結果を踏まえ計画を見

また、医療・保健等各種統計情報等を活用するなどして、道民の健康状態や地域の社会資源の把 握を行うともに、「北海道医療計画」や「北海道医療費適正化計画」のほか、「北海道高齢者保健福 祉計画・介護保険事業支援計画」、「北海道がん対策推進計画」、「北海道歯科保健医療推進計画」、 「北海道自殺対策行動計画」、「北海道アルコール健康障害対策推進計画」と整合性を図りながら、 必要に応じ目標値の見直しを行います。

なお、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本指針」第七(一)に基づき、広域な本 ごとに北海道健康増進計画を踏まえた行動計画を作成し、本道における健康づくりを効果的に推|道の健康課題に対応し効果的な推進体制を構築するため、引き続き第二次医療圏ごとに北海道健康 増進計画を踏まえた行動計画を作成し、本道における健康づくりを効果的に推進します。

2 役割分担

(1) 道

道は、市町村や医療関係団体をはじめ、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、健康づ くりに取り組む団体などと連携を強化し、本計画が目指す「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」 の実現に向け、道民の健康増進のための取組を一体的に推進します。

広域な本道の健康課題に対応し効果的な健康づくりを推進するため、生活習慣病に関連する死亡 や特定健康診査・問診等のデータを元に健康課題を定期的に明らかにするとともに、本計画の推進 のため設置している北海道健康づくり推進協議会や地域・職域連携推進部会、受動喫煙防止対策専 門部会等を活用し、関係者の役割分担や連携のもと、各種取組の推進方策を検討していきます。

また、地域の健康課題に対応し保健所は、第二次保健医療福祉圏ごとに北海道健康増進計画を踏 まえた行動計画を作成し、市町村健康増進計画の策定及び推進支援を行うほか、地域の健康や生活 習慣の状況の把握に努めるとともに、地域の実情に応じた推進体制の構築を図ります。

(2) 市町村

市町村は、住民の健康づくりを担う最も身近な行政機関として、道をはじめ他の行政機関や関係 団体などと連携を図り、健康づくりの推進に関する市町村健康増進計画の策定に努めることとしま す。市町村が行う健康増進事業について、市町村健康増進計画において位置付け、定期的に評価を 行うとともに、地域住民の主体的な健康づくりへの参加を促すこととします。

また、保健事業の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として実施する保健事業と事業実施 者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険事業計画及び食育 計画及びその他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮することとします。

※関連する計画の追記

(3) 関係団体

医師会や、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、北海道健康づくり財団などの関係団体はその専門性を生かし、健康づくりに関する情報提供や相談への対応のほか、地域の健康づくりの取組を積極的に支援していくこととします。

医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に努めるほか、データヘルス計画に基づき 健診や医療費データの分析を踏まえ、生活習慣病などの疾病予防や重症化予防を中心とした保健 事業を効果的・効率的に実施することとします。

(4) 企業等

事業者 (企業等) は、労働者の健康管理という観点から、定期的な健康診断の実施や受動喫煙防止等健康的な職場環境の整備、従業員の福利厚生の充実などに努めることとします。

<u>また、</u>その企業等の活動や社会貢献活動を通じて、地域における健康づくりに積極的に参画していくこととします。

3 その他、計画の推進に関する事項

(1) 人材育成等の支援体制

道は、健康増進に関する施策を推進するため、保健師や管理栄養士等の資質の向上、運動指導者 との連携、食生活改善推進員等のボランティア組織や健康増進のための自助グループの支援体制 の構築に努めます。

(2) デジタル技術の活用

現在、国においては、医療DXの推進が進められており、マイナンバーカードによるオンライン 資格確認の用途拡大に加え、レセプト・特定健診情報等、介護保険、母子保健、予防接種、電子処 方箋、電子カルテ等の医療介護全般にわたる情報を共有・交換できる「全国医療情報プラットフォ ーム」を創設し、PHR(パーソナルヘルスレコード)として、検査結果等を確認し、自らの健康 づくりに活用できる仕組みを整備することとしています。

道は、今後、民間事業者との連携を視野に入れ、オンラインやアプリケーション、ウェアラブル端末等のICTを用いたサービスなど、健康づくり分野におけるデジタル化の動向を注視しながら検討のうえ活用に努めます。

(3) 団体との協働

健康増進に関係する機関及び団体等がそれぞれ果たすべき役割を認識するとともに、地域の健康課題を解決するため、保健所や市町村を中心として、各機関及び団体等の取組をそれぞれ補完し合うなど職種間で連携を図ることが大切です。

栄養、運動、休養に関連する健康増進サービス関連企業等の健康づくりに関する活動に取り組む企業やNPO等の団体は、道民の健康増進に向けた取組を一層推進させるための自発的取組を行うとともに、取組について道民に情報発信を行うことが必要です。

道では、こうした取組が道民に広く知られるよう、積極的に広報を行うほか、健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するように働きかけを行います。

前計画で定めた道民のみなさんに実践していただく「すこやかほっかいどう 10 ヵ条」及び健康 づくり関係機関と団体が協働で応援することを宣言した「北海道健康づくり協働宣言」について、 道民の健康づくりを推進するため、引き続き取組を継承します。

(3) 関係団体

医師会や、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、北海道健康づくり財団などの関係団体 はその専門性を生かし、健康づくりに関する情報提供や相談への対応のほか、地域の健康づくりの 取組を積極的に支援していくこととします。

医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に努めるほか、データヘルス計画に基づき 健診や医療費データの分析を踏まえ、生活習慣病などの疾病予防や重症化予防を中心とした保健事 業を効果的・効率的に実施することとします。

(4) 企業等

職場(企業等)は、労働者の健康管理という観点から、定期的な健康診断の実施や受動喫煙防止等健康的な職場環境の整備、従業員の福利厚生の充実などに努めることとします。

企業は、その企業等の活動や社会貢献活動を通じて、地域における健康づくりに積極的に参画していくこととします。

3 その他、計画の推進に関する事項

(1) 人材育成等の支援体制

道は、健康増進に関する施策を推進するため、保健師や管理栄養士等の資質の向上、運動指導者との連携、食生活改善推進員等のボランティア組織や健康増進のための自助グループの支援体制の構築に努めます。

※国の新基本方針 (P23) を踏まえた 追加

(基本方針 第7の4)

(2) 団体との協働

健康増進に関係する機関及び団体等がそれぞれ果たすべき役割を認識するとともに、地域の健康 課題を解決するため、保健所や市町村を中心として、各機関及び団体等の取組をそれぞれ補完し合 うなど職種間で連携を図ることが大切です。

栄養、運動、休養に関連する健康増進サービス関連企業等の健康づくりに関する活動に取り組む企業やNPO等の団体は、道民の健康増進に向けた取組を一層推進させるための自発的取組を行うとともに、取組について道民に情報発信を行うことが必要です。

道では、こうした取組が道民に広く知られるよう、積極的に広報を行うほか、健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するように働きかけを行います。

前計画で定めた道民のみなさんに実践していただく「すこやかほっかいどう 10 ヵ条」及び健康づくり関係機関と団体が協働で応援することを宣言した「北海道健康づくり協働宣言」について、道民の健康づくりを推進するため、引き続き取組を継承します。

